官報

号外　国会会議録

令和八年七月二十四日

○国会第二百二十一回　参議院会議録第三十一号

令和八年七月二十四日（金曜日）
午後八時三十一分開議

○議事日程　第三十一号
令和八年七月二十四日
午前十一時三十分開議
第一　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第二　医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第三　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　建築士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第五　予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、日程第一より第五まで
一、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案（衆議院提出）
一、大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（奥村祥大君外三名発議）

○議長（関口昌一君）　これより会議を開きます。
日程第一　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。
まず、憲法審査会会長の報告を求めます。憲法審査会会長長浜博行君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○長浜博行君　ただいま議題となりました法律案につきまして、憲法審査会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本法律案は、憲法改正国民投票の投票環境を整えるため、開票立会人の選任に係る規定の整備、投票立会人の選任要件の緩和、超短波放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送の追加等の措置を講じようとするものであります。
審査会におきましては、国民投票運動における広告・資金規制とインターネットの適正利用の在り方など、令和三年改正法附則の検討条項への対応の必要性、国民投票広報協議会の役割、憲法改正に対する国民の意識等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員より反対、立憲民主・無所属の小西委員より賛成、れいわ新選組の奥田委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。
討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百四十三
賛成	二百二十七
反対	十六

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　**日程第二　医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）**を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。こども・子育て・若者活躍に関する特別委員長舟山康江君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○舟山康江君　ただいま議題となりました法律案につきまして、こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。
本法律案は、まず、成年に達した医療的ケア児や重症心身障害者等を支援の対象に追加し、これに伴い、題名を医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律に改めております。また、基本理念に、個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう社会全体で支えることについて明記するとともに、喀たん吸引等を行うことができる介護従事者の配置、生涯学習の推進、就労支援等の支援施策を新たに定め、あわせて、医療的ケア児等支援センターの機能の強化等を図ろうとするものであります。
委員会におきましては、衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長丹羽秀樹君より趣旨説明を聴取した後、医療的ケア者の住居の確保、支援センターの地域間格差の是正、保育所等における柔軟な受入れ環境の整備のための予算措置等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十四
賛成　二百四十四
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第三　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四　建築士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長辻元清美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔辻元清美君登壇、拍手〕

○辻元清美君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案は、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び脱炭素化の促進を図るため、住宅市場に占める割合が特に大きい建築主等に建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の達成のための中長期計画の作成を義務付けるとともに、建築物通算炭素排出量評価の結果の建築主による届出の義務付け及び当該届出に係る勧告、建築物のエネルギー消費性能及び建築物通算炭素排出量評価の認証制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、建築物ライフサイクルカーボン評価制度の導入の目的及び効果、建築物ライフサイクルカーボン評価結果等の届出義務の対象範囲及び今後の拡大見込み、新たな制度導入等を踏まえた専門人材の育成及び確保の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知おき願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、参政党を代表して安藤裕委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、建築士法の一部を改正する法律案は、建築物の設計、工事監理等を担う優れた人材を継続的かつ安定的に確保すること及び設計等の業務に係る契約の適正化を図ることが重要であることに鑑み、一級建築士、二級建築士及び木造建築士の資格要件を緩和するとともに、設計受託契約又は工事監理受託契約についての書面の相互交付義務の対象を拡大する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

まず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十四
賛成　二百二十八
反対　十六

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　次に、建築士法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十三
賛成　二百四十三
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第五　予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長小川克巳君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小川克巳君登壇、拍手〕

○小川克巳君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本法律案は、近年における医薬品技術の高度化を踏まえ、単クローン抗体を有効成分として含有し、かつ、ワクチンと同程度にその効果が長期間にわたる医薬品を予防接種法に基づく予防接種に用いることができることとしようとするものであります。

委員会におきましては、抗体製剤の有効性及び安全性、予防接種健康被害救済制度の在り方、今後の予防接種行政の方向性等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、参政党を代表して岩本麻奈委員より反対、れいわ新選組を代表して天畠大輔委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十四

賛成　二百二十四

反対　二十

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　この際、日程に追加して、**国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案（衆議院提出）**

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（奥村祥大君外三名発議）

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員長横沢高徳君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔横沢高徳君登壇、拍手〕

○横沢高徳君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案、副首都法案は、大規模災害に備えて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針の策定その他基本となる事項を定め、及び副首都の指定等について定めるとともに、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部を設置すること等により、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進するものであります。

なお、衆議院において、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、情報通信技術その他の先端的な技術の活用を図りつつ行われるものである旨を基本理念に追加する等の修正が行われております。

次に、大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案、同日選実施禁止法案は、特別区の設置についての住民投票の重要性等に鑑み、当該住民投票に係る住民投票期間と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙及び長の選挙に係る選挙期間とが重複しないようにするための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案に加え、特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案を一括して議題とし、総務委員会との連合審査会を行ったほか、参考人を招致し、その意見を聴取いたしました。

委員会におきましては、首都中枢機能の維持と多極分散型経済圏の形成の両立、副首都の指定要件の具体的内容及び客観性の確保、副首都の指定と基本方針の策定との関係、特別区を設ける副首都の都への名称変更を可能とすることの妥当性、副首都の整備に要するコスト及び財源、南海トラフ地震及び安全保障面についての考慮の必要性、特別区設置の住民投票と地方選挙の同時実施の弊害等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

両法律案について質疑を終局し、討論の後、順次採決の結果、副首都法案は多数をもって原案どおり可決すべきものとし、同日選実施禁止法案は賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

なお、副首都法案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　討論の通告がございます。順次発言を許します。岸真紀子君。

〔岸真紀子君登壇、拍手〕

○岸真紀子君　立憲民主・無所属会派の岸真紀子です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました副首都法案に反対の立場から討論を行います。

冒頭、高市自民・維新連立政権に一言申し上げます。

そもそも、一月の常軌を逸した衆議院解散・総選挙から、高市政権の傲慢な国会運営、内容が余りにひど過ぎる法案、憲政史上最悪な国会になっていることを猛省していただきたい。良識の府参議院として先輩たちが対話によって培ってきた国会ルールすらも、維新の我田引水でしかない副首都法案のために崩されようとしたことに、抑え難い怒りが込み上げています。

二度とこのような民主主義を破壊するようなことはすべきではないと申し上げ、本題に入ります。

立憲民主党は、自然災害に備えた国家の統治機能の継続性や東京一極集中の解消は必要であると考えていますが、自民、維新の提出法案には、党利党略、国費を使って利権を得る、言わば副首都利権をはらんでおり、到底容認できるものではありません。

国家の統治機能という重要なものにもかかわらず、会期末間際に審議入りし、しかも、衆議院では委員長職権で立てるといった強引な手法、極めて短い時間での審議で済ませようとする自民・維新連立与党の姿勢自体が適切ではありません。

副首都について議論するとしても、本法案のような生煮え議員立法では限界があり、既存の国会

等の移転に関する法律をアップデートした形で、政府が統計データや学術的知見や研究を基に責任を持って前へ進めればよいのです。

この法案の提出会派は、自由民主党と日本維新の会であり、連立政権を担っている二つの政党です。内容をはっきり答えられない議員立法ではなく、内閣提出法案として出し直して、じっくり審議すべきであります。与党であるにもかかわらず議員立法で出すということは、自らもたちが悪い法案であると認めているからではないですか。

それでは、具体的な反対理由を五点に絞って申し上げます。

第一の理由は、維新が執着している大阪都構想ありきという公平性への疑問です。

リスク分散を隠れみのにした維新の党利党略でしかない法案と厳しく断じざるを得ません。

本法案は副首都を指定するとしていますが、実際には、大阪が有利となるように、そして東海や関東が除外されるような要件を盛り込ませており、大阪を念頭に置いた制度設計になっています。

我が国では、首都を定める法律は存在しておらず、首都とは何か、どのような機能を有するかは定かではありません。そのような中、この法案ではなぜ副首都という言葉が出てくるのでしょうか。唐突感が否めません。

むしろ、日本維新の会が大阪において現在進めている副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を後押しすることのための法案であると考えるのは、私だけの邪推ではありません。

衆参における法案審議では、この法案で首都中枢機能を代替するために必要な副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策は、具体的にどのようなもので、どのようにしたいのか、質疑を重ねていますが、発議者及び政府の答弁では、法成立後に基本方針を検討していくという曖昧なものばかりであり、国会で議論しなければならない肝腎な部分が明確になっていません。

しかも、副首都機能が何かを答えられないのに、基本方針の策定前でも副首都を指定できるという驚きの答弁までありました。方針が定まらないのに要件を満たすことができるのでしょうか。本当に不思議な法案です。なぜ、急ぎ成立させなければならないのでしょうか。

与党の政調審議で削除された項目ですが、当初は、大都市法による関連市町村を廃止し、特別区を設置するための住民投票の対象者を、廃止される関連市町村単位から道府県単位に拡大しようとしていたことを勘案すると、維新のもくろみとしては、二〇一五年五月と二〇二〇年十一月に二度も住民投票で否決されてきた大阪都構想を三度目の住民投票で実現したい、そのためには、副首都構想という新しいキーワードで、かつ、この法案によって今度は国から予算までをも我田引水したい、もっと言えば、来春の統一地方選挙と住民投票を一緒に実施したい、そういったよこしまな考えが透けて見えていたため、審議では同日選挙を禁止すべきと多くの人が求めたのに、やむを得ずを繰り返し、この答弁に終始し、時間を費やし、振り回されたことは大変遺憾です。

反対する第二の理由は、災害時のバックアップ機能の実効性が不十分であるという点です。

首都直下地震などへの備えを想定し、行政や国会、司法及び経済に関する機能の継続性が最大の理由だったはずです。それなのに、副首都の要件について、首都直下地震緊急対策区域及び富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないことを想定して政令で定めるとしていますが、政府としてこの間注意喚起を促してきた南海トラフ地震は、何ゆえに想定していないのでしょうか。

南海トラフ地震は広範囲のため、想定地域を全て非該当にする必要はありませんが、富士山の火山災害警戒地域を除外するなら、ある程度の大規模災害を想定しつつ、国家の統治機能を代替できることが必要不可欠な条件であります。にもかかわらず、質疑で、南海トラフ地震が発生した場合には東京と大阪どちらも被害を受ける可能性を否定できないのではないかとの問いに、納得できるような答弁はありません。

やはり、維新が推進する大阪都構想ありきで要件を絞っているとしか思えません。

反対する第三の理由は、東京一極集中の解消につながるかは不透明という点です。

首都中枢機能代替地域や副首都を設けても、企業や人口が自然に移転する保証はありません。首都機能の分散には、税制や企業立地政策、大学、研究機関の移転など総合的な施策が必要でありますが、どの程度の予算規模で何をするのか、質疑では明らかにされませんでした。

この法案による効果は限定的ではないかという懸念、あわせて、大阪優遇の要件となっているため、副首都ができたとしても、今と変わらない、又は、国の予算が大阪経済の活性化に使われ、東京一極集中が是正されないまま、第二の都市に新たな一極集中ができ上がることを危惧しています。この法案は、全国の地方創生ではなく、多極分散どころか、一地域への重点投資になりかねません。

第四の理由は、巨額の財政負担への懸念です。

副首都の定義が曖昧ですが、とはいえ、行政機関の移転や代替拠点の整備、交通ネットワークや通信インフラなどの整備、バックアップ機能の整備、民間事業者等への投資促進減税などを行うことになれば、多額の国費が必要になる可能性もあります。費用対効果が十分に示されていないのに、国費を使って副首都利権を政権与党である維新が狙っていることは大きな問題です。

第五の反対理由は、地方自治や住民意思との関係に疑念がある点です。

現行の大都市法第十条の規定があるにもかかわらず、今回の法案の附則で特別区を設ける副首都の都への名称変更を可能としていることは、立法事実もなければ法的必要性も全くありません。

言うなれば、副首都というキーワードと大都市法の改正を無理やり結び付けることによって、三度目の大阪都構想を誘導しやすくするためではないでしょうか。それ以外には大都市法を改正する必要がありません。

立法府として、住民自治の在り方のみならず、地方自治の本旨をゆがめかねない法案を成立させるわけにはいきません。

結びに、この副首都法案は、大規模災害に備えると言いながらも、巧妙に特定の地域しか対象とならないように仕組まれており、本来の国家の統治機能の移転よりも、日本維新の会が党利党略で三度目の大阪都構想を副首都構想と看板を掛け替えて実現したいところに、連立を組んでいる自由民主党が悪乗りしたと言わざるを得ません。

会期延長をしてまでも審議するのであれば、もっと真面目に、今苦しんでいる国民の暮らしのための議論をすべきであり、このように自己都合の法案のために使うべきではありません。

自民、維新の副首都法案は廃案にすべきであると強く申し上げ、討論を終わります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　岡崎太君。

〔岡崎太君登壇、拍手〕

○岡崎太君　日本維新の会、岡崎太でございます。

私は、自民、維新を代表して、衆議院提出の国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案に対して賛成の立場から討論を行います。

本法律案は、二〇二五年十月に自由民主党及び日本維新の会で取りまとめた連立政権合意書を受け、両党で協議体を設置し、国民の安心と安全、人口減少時代の我が国の成長をテーマに、十一回にも及ぶ真摯かつ闊達な議論を重ねて取りまとめたものであります。

本法律案は、東京一極集中が進む我が国において、首都中枢機能の維持が困難となった際、必要に応じて、一定期間首都中枢機能の代替を担うこと、また、多極分散型経済圏の形成を通じた我が国経済の成長に資することという二つの目的を実現させるため、副首都の創設というこれまでにない画期的な手法を導入することにより、日本が直面するこのような困難な課題を克服していく試みであり、非常に意義があるものです。

以下、賛成する理由を述べます。

本法律案が目指している多極分散型の国土形成を進めている国は世界で幾つか例がありますが、都市の過密や政治と経済中枢のバランスなど、それぞれの国の事情によりその形態や役割は様々です。

日本では国の中枢機能がほぼ東京に集中しているため、首都直下地震や富士山の大規模噴火など大規模災害が発生し、首都中枢機能を維持することが困難となった場合に国の運営が立ち行かなくなることは、日本のカントリーリスクとして世界からも認識されています。そうした中で、東京との同時被災の可能性が低い地域にいざというときに備えて副首都を整備することによって、世界での日本の存在感も向上するものと考えます。

また、本法律案は、こうした災害時のバックアップだけでなく、地方の経済成長にも資するものとなっています。多極分散型国土形成について、これまで政府も取り組んできていますが、必ずしも期待したような成果は上げられませんでした。

本法律案では、副首都を我が国の経済の成長を牽引する拠点として位置付けるとともに、全国各地にバックアップ拠点として首都中枢機能代替地域の整備を進め、人の移動を活発化することで多極分散型の国づくりを進めます。本法律案に基づいた施策の総合的な取組によって、こうした難題を解決することができます。

その際、副首都として首都中枢機能を代替し、経済成長に資するためには、既に一定ある集積を軸として施策を推進することが効率的です。既に整備済みのインフラ等を効果的に生かしていけば、指定された副首都のみならず、道府県を越えた周辺地域にも良い影響が及ぶことが期待されます。

また、災害リスクの高い日本の国土の状況や多極分散型経済圏の実現を鑑みれば、副首都に指定されるのは一つにこだわる必要はなく、様々な副首都が整備されていくものと考えます。

本法律案に対しては、衆議院において、自由民主党、日本維新の会及びチームみらいの共同提案により、基本理念及び基本的施策の例示に情報通信技術の活用等を追加することを主な内容とする修正が行われました。首都中枢機能のバックアップ体制の構築に当たり、行政分野におけるデジタル基盤の整備が不可欠なのは言うまでもありません。

かつて民主党副代表を歴任された石井一氏は、国家危機管理と一極集中是正の切り札として副首都構想の実現に向けて熱心に取り組まれ、具体的な提案もされたと承知しております。その志も受け、限られたリソースを有効に活用しつつ、多極が成長する日本の実現を目指して力強く副首都を整備していく決意を述べ、賛成討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　足立康史君。

〔足立康史君登壇、拍手〕

○足立康史君　国民民主党の足立康史です。

会派を代表し、副首都法案に反対、住民投票と選挙の同時実施禁止法案に賛成の立場から討論します。

昨日、有楽町で、副首都法案を立案した日本維新の会の街頭演説がありました。その様子を動画で拝見し、大変驚きました。集まっている聴衆の数が少ないとか、そんなちゃちなことではありません。その演説会でマイクを握った維新の政策責任者が、こう述べていたのであります。いよいよ会期末、今日も、今日も副首都法案に関する審議が参議院で行われていた、我々維新の仲間が法案提出者として誹謗中傷に耐えながら国会審議に臨んでいる、こう演説したのであります。

私たちは、副首都法案を少しでも良いものにするようにと質問をしているだけではないですか。誹謗しましたか。中傷しましたか。私は、冷静に、優しく、上品に質問しているだけであります。

そもそも、誹謗中傷に耐えながらとおっしゃっていますが、耐えなくてもいいです。私たちの真っ当な質問に答えていただければいいのです。簡単な話であります。しかし、答えない。そして、何度も速記が止まり、いわゆる理事会協議事項がどんどんたまっていった。その数は九つ。

これら、これら九つの点に沿って、副首都法案に対する反対理由を述べてまいります。

第一は、私たちが求めている特別市に係る検討事項を副首都法案の附則に追記せず、国民、そして特に大阪市民に選択肢隠しをしている点であります。

七月十日に始まった自民、維新、公明、そして国民民主党、四党の政調会長による修正協議。しかし、維新は附帯決議の調整に終始し、法案の条文については一切変えようとしませんでした。

しかし、そもそも特別市は私たちの新しい提案ではありません。政府の第三十四次地方制度調査会でも検討が始まっており、加えて、与党の法案概要、与党の法案概要ですよ、にも副首都の体制の選択肢の一つとして特別市を想定すると書いてある。私の紙じゃありません、与党の紙だ、ね。

しかし、吉村代表は、大阪都構想とは異なるもう一つの選択肢、二重行政を完全に解消できる新しい選択肢である特別市制度については、知らぬ存ぜぬを貫くばかりであります。なぜでしょうか。大阪市民に都構想のほかにも選択肢があるということを知られたくない。だから、大阪都構想のための特別区については無理やり附則の条文に規定する一方、特別市の、検討条項ですよ、政府も検討しているのに、その特別市の検討条項については絶対に入れない。頑として拒否をしてきたのであります。

しかし、選択肢を用意することは民主主義の基本中の基本、大前提じゃないですか。まさに、今回の副首都法案を私が選択肢隠し法案であると断じるゆえんであります。

第二は、法律と政令との関係です。

そもそも、特別区であれ、連携協約であれ、副首都にふさわしい地方行政体制の選択肢については全て政令に委任されており、法律が施行された後、政府が規定を整備することとなっています。にもかかわらず、附則の条文に突然、都構想のための大都市法が出てくる。政令を制定する前に、政令で指定するはずの大都市法が条文、附則の条文に突然出現をしたんですね。これもあり得ません。閣法であれば、政府提出法案であれば、内閣法制局が絶対に認めないでありましょう。

第三は、多くの政党が指摘しているように、基本方針を策定する前に副首都の指定ができるという点です。

しかし、なぜそんなに急ぐのか。もちろん言うまでもなく、来春の統一地方選挙と同日に住民投票を実施するにはタイムリミットが近づいているからであります。

維新の会は、富士山の噴火だ、首都直下型地震だと緊急性をあおりますが、災害を衣にして、その下のよろい、党利党略という衣の下のよろいがあらわになってきたからこそ、多くの国民が興ざめし、副首都法案への支持が広がっていないのであります。

第四は、大阪府市が要望している都への名称変更のみを法案に規定し、福岡から要望のある府への名称変更に関する規定がない点です。

昨日の参考人質疑にお越しいただいた小原隆治教授も、大都市制度と名称とは無関係であると明言をされていました。当たり前です。

維新の会が、このまま根拠なく都という名称のみを特別扱いし、府という伝統ある名称をないがしろにするのであれば、それは大阪府民と、そして京都府民を愚弄することになる、そう厳しく指摘せざるを得ません。

副首都法案に反対する理由には事欠きませんが、特に腹立たしいのは、法案に皇室の位置付けが全くないことであります。

関西広域連合、関西には広域連合というのがありまして、立派な連合であります。機構であります。この関西広域連合の首都機能バックアップについての意見書には、日本の大切な皇室の安心、安全と永続を実現するために、皇族の方に京都にお住まいいただくとの記述があります。当たり前です。当たり前です。いざというときですね。

ところが、吉村知事は、副首都法案の立案に当たって、関西広域連合や京都市とこうした点について検討を行った形跡が皆無であります。不真面目極まりないと断じざるを得ません。

もう一つの重要なテーマは、統一地方選挙と住民投票との同時実施の問題です。

私たち国民民主党が衆議院に提出し、この参議院においては公明党と共同提出している同日選禁止法案。参考になるのが憲法改正の国民投票であります。二〇〇七年、憲法改正国民投票法が制定された際、当時の法案提出者であった保岡興治先生が、制度を決める国民投票と人物を選ぶ選挙との同時実施は適当ではない、想定もしていないと立法者意思を明確にされたことは、国会議員であれば知らない人はいないのではないでしょうか。

ところが、そうした先輩たちの深い見識と議論の経緯を知らないのか、吉村洋文大阪府知事・日本維新の会代表が同日選を目指すと言い出した。投票の公正という憲法的価値をないがしろにする暴挙であります。

この吉村代表の目指す発言を立法事実とし、当たり前の政治、当たり前の投票の公正を実現しようとするのが同日実施禁止法案であります。与野党の同僚議員の皆様に、改めて広く賛同をお願いする次第であります。

皆様御存じのとおり、ゲリマンダーという言葉を聞かれたことありますね。選挙において特定の政党や候補者に有利なように選挙区を変更することをいいます。

一八一二年、米国マサチューセッツ州のゲリー知事が、吉村知事じゃないですよ、ゲリー知事が自分の所属する政党に有利なように選挙区を区割りした結果、選挙区がサラマンダーのように、このトカゲみたいな形に不自然な形となった、そのうちの一つがそのサラマンダーのような異様な形をしていたことから、ゲリマンダーとサラマンダーを合わせた造語、ゲリマンダーが、あっ、ゲリーとサラマンダーを合わせた造語、ゲリマンダーが生まれたのであります。政治学の教科書には必ず出てきます。

まさに今、吉村知事率いる日本維新の会がやっていることは、比例区に特化した議員定数の削減であれ、大都市制度の選択肢隠しであれ、未遂に終わった住民投票の対象範囲の拡大であれ、統一地方選と住民投票の同日選を目指すことであれ、いずれを取ってもゲリー知事顔負けのゲリマンダー、ヨシマンダーであると断じざるを得ないのであります。

私たち国民民主党は、対決より解決を党是としていますが、解決のためにも、こうしたよこしまな政治とは徹底して戦い、維新の会による党利党略法案、我田引水法案、羊頭狗肉法案については反対し、廃案に追い込むと宣言し、私の討論といたします。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　司隆史君。

〔司隆史君登壇、拍手〕

○司隆史君　私は、公明党を代表し、衆議院提出の国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案、いわゆる副首都法案に反対、公明党及び国民民主党・新緑風会共同提出の大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆる同日選挙禁止法案に賛成の立場から討論を行います。

まず、冒頭申し上げます。

副首都法案は、当初、会期ぎりぎりになって、衆議院で議論も尽くされず、参議院に送られてまいりました。当然、国会延長せざるを得ない状況となり、稚拙かつ不誠実な国会運営であると言わざるを得ません。同法案には多くの問題点が明らかになっているにもかかわらず、限られた会期において十分な審議も確保もされないまま、本日、本会議で採決に至ったことに対し、強く抗議するものであります。

その上で、副首都法案については、東京一極集中の是正、首都の危機管理、危機管理機能のバックアップの整備、多極分散型経済圏の形成といった施策については、決して反対をするものではありません。だからこそ、本法案は、その目的や制度設計について、より慎重で丁寧な議論が求められるはずでした。しかし、実際の審議では、大阪ありき、都構想ありきとの疑念が払拭されるどころか、むしろ深まるばかりでありました。

以下、副首都法案の反対の理由を申し上げます。

第一に、副首都指定の手続が極めて不透明である点です。

かつて国会等移転が議論された際には、審議会や衆参両院の特別委員会を設置をし、長い年月を掛けて丁寧な議論が行われてまいりました。しかし、本法案では、副首都指定の要件や基本方針は政府が定めるとされ、国会の関与は極めて限定的です。さらに、副首都が担う機能を定める基本方針が策定される前に副首都を指定すること、できる仕組みとなっており、国家統治の基本に関わる制度にもあるにもかかわらず、このような進め方は拙速と言わざるを得ず、慎重かつ十分な議論を尽くすべきであります。

第二に、副首都整備に必要な財政負担が全く示されていない点です。

本法案では、副首都に指定された地域に対し、国家機能等の拠点整備、インフラ整備、規制緩和、税制措置などを講ずるとされています。当然、多額の財政負担が見込まれますが、費用は、施行後、基本方針等で具体化する、現時点で試算を示すことは困難との答弁に終始をいたしました。かつて、国会移転等の議論では費用試算が示されており、国民負担を伴う制度であるならば、その見通しすら示さない姿勢は極めて無責任と言わざるを得ません。

第三に、都への名称変更は特別区を包括する副首都に限定をしている点です。

なぜ特別区だけなのか、政令指定都市と都道府県、道府県の連携協定や、福岡県が要望する府への名称変更はなぜ認めないのか、最後まで納得できる説明はありませんでした。

参考人として意見を述べられた早稲田大学の小原隆治教授は、副首都と自治体名称の変更は別問題であり、本来、地方自治法で議論すべきで、拙速に進めるべきではないと指摘され、本附則について、附則第七条ならず、こそく第七条と厳しく批判をされました。まさに、公平性を欠き、特別区だけを融通する制度設計と言わざるを得ません。

そのほかにも、膨大な被害が想定される南海トラフ地震が要件に含まれていないことや副首都間の機能分担など、本法案には多大なる問題が尽きません。

同日選挙禁止法案についても申し上げます。

私の地元大阪市では、来年四月、府知事、市長選に加え、府議会議員、市議会議員選挙と特別区の住民投票が同日に実施される可能性があります。しかし、人を選ぶ選挙と制度を選ぶ住民投票は、その性質も判断基準も全く異なります。同日実施となれば、公職選挙法の住民投票運動の制約により、人を選ぶ選挙の争点にのまれ、冷静な判断が損なわれるおそれがあります。憲法改正国民投票においても、こうした理由から、選挙と同日の実施は避けるべきとの国民の、国会の意思が示されています。事務負担や経費が生じたとしても、それは民主主義を守るための必要なコストであり、削減されるべきものではありません。

本日、附帯決議にも、重複しないよう最大限調整するとの項目が盛り込まれました。同日選を禁止する明確な国会の意思であり、厳格かつ確実な遵守はもちろん当然であることは、ここで明確に申し上げておきます。

以上が、副首都法案に対し反対、同日選挙禁止法案に賛成する主な理由です。

副首都指定の要件と基本方針の考え方は、三か月後に政令で示すとしています。三か月後に示せるんです。であれば、出直して、次期国会できっちりと議論しませんか。野党の皆さん、どうですか。与党の皆さん、どうですか。

最後に、私、大阪市民として、日本国民として申し上げます。

これまで指摘してきたとおり、本法案は、大阪都構想ありきとの疑念を最後の最後まで払拭することはできませんでした。都構想は二度の住民投票で否決をされました。それは、賛成、反対、それぞれの立場から大阪市民が真剣に考え、悩み、議論を重ねた末に示した極めて重い民意であります。それにもかかわらず、次は国会で副首都という新たな看板を掲げ、形を変えて再び都構想を強引に進めようとする。それは、大阪市民への冒涜であり、国会の権威を損なうものであります。断固抗議いたします。

そして、政府・与党に対しても厳しく申し上げます。

自らが成立させたい法案を、十分な審議もないまま強引に押し通そうとする国会運営が相次ぎました。今、政治が優先すべきものは、深刻な物価高に苦しむ国民の暮らしを守り、家計を支えることであります。暮らしが先であります。今こそ国民のための政治へと立て直さなければなりません。自らの都合を優先する政府・与党の独善的かつ強引な政治手法に対しても、重ねて強く抗議申し上げます。

改めて、拙速かつ様々な問題のある副首都法案について、原案に反対、国民民主党との共同提出の同日選禁止法案には賛成としたく、良識の府参議院の皆様には賢明なる御判断を心から、心から、心からお願いを申し上げまして、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　神谷宗幣君。

〔神谷宗幣君登壇、拍手〕

○神谷宗幣君　参政党の神谷宗幣です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました同日選挙禁止法案には賛成、そして、副首都法案には反対の立場から討論を行います。

まず、同日選挙禁止法案について。

本法案は、特別区設置に関する住民投票と地方選挙の期間が重なることを避け、住民が一つの争点について冷静に判断できる環境を整えるものであり、手続の公平性を高める改正として賛成します。

特別区の設置そのものについては、地域住民の意思が何よりも尊重されねばなりません。過去の住民投票の結果を軽視し、結論が出るまで手を替え品を替え何度でも判断を迫るようなことは、厳に慎むべきです。

次に、副首都法案について申し上げます。

イラン戦争をめぐる影響もあり、国民経済は厳しく、原油やナフサなどの調達にも困難が生じ、物価高によって国民生活は困窮をしています。

与党が選挙で掲げていたのは、減税や社会保険料の負担軽減ではなかったでしょうか。それにもかかわらず、その実現に必要な法案は通さず、なぜ今、国家中枢機能をどこでどのように維持するかという、国家の形に関わる重要な法案を急いで強引に成立させようとするのでしょうか。与党内での十分な議論もなく、野党への丁寧な説明もないまま、短時間で強引に通そうとしています。その姿勢に国民に対する誠意を感じることができません。

与党は、衆議院において圧倒的な力を持っています。その力は、自分たちの党利党略のために使

うのではなく、国民の負担軽減や既得権の打破など、国民のために使うべきです。

どうしても国家の中枢機能のバックアップを急ぐということであれば、まず行うべきは、巨額の費用を要するハード面の整備ではないと私たちは考えています。オンラインやバーチャルな仕組みを使って国会や裁判所を含む国家中枢機能をバックアップする方法というものを先に検討し、建物や都市基盤などのハード面の整備については、もっと時間を掛けて整備をして、議論していけばいいじゃないですか。なぜ先にハードから入ろうとするのか、矛盾していると思います。

また、災害に備えた首都機能のバックアップと言いながら、今後三十年以内の発生確率が首都直下型地震を上回るとされている、発生すれば広範囲に甚大な被害をもたらすと言われている南海トラフ地震の影響を受ける大阪などが候補地から除外されていません。これは、危機管理を目的とする制度として大きな大きな矛盾だと言わざるを得ないんです。

災害がどこで起きるか分からないから、副首都の機能を既に社会基盤の整った大都市に分散するんだというふうに説明がなされました。

しかし、それでは、国会、行政、司法、通信、交通などの機能が重複してしまいます。二重、三重の整備費用と維持費が掛かってしまいます。これは、与党である日本維新の会がモットーとしてきた二重行政の解消や身を切る改革と矛盾するんではないでしょうか。二重行政等を批判してきた政党が、自らの看板政策を実現するために国家規模で二重、三重の機能を整備しようとしている、これでは国民の支持は得られないと我々は考えています。

複数の大都市に機能を分散させるのではなく、東京と同時被災の可能性が低く、災害リスクの低い地方都市に国会、行政、司法を含むフルスペックのバックアップ機能を集中させた方が、利便性も高まり、コストも削減できる、そういった可能性だってあるんです。

複数の大都市への分散と地方都市への集中、どちらが安全性、即応性、費用対効果の面で優れているのか。これはしっかりと時間を掛けて検討し、こういったものを議法ではなくて閣法でしっかりと出して議論すればいいじゃないですか。その議論をすっ飛ばして結論ありきで持ってくるから、野党がこのようにまとまって反対をしているわけであります。

さらに、副首都設置法案の内容は、令和八年二月十二日に取りまとめられた大阪の副首都構想の内容をまるで書き写したかのように、多くの部分で重なりがあります。

日本全体の危機管理、そして発展を考えて作ったというよりも、大阪に開発事業と予算、減税措置、そういったものを持ってくることありきで作られた法案ではないか、このような指摘が委員会の中で各党から上がりましたが、それに明確に否定できるような答弁は最後までなかったんです。

以上のことを総合して考えれば、副首都法案は、成立を急ぐ必要性がありません。災害への備えとしても不十分です。予算や計画も全く固まっておりません。連立を組んだ日本維新の会の早急な、無理な要望に自民党が付き合わされているだけの前代未聞の愚策と言わざるを得ません。国家の危機という看板を掲げながら、実際には日本維新の会の選挙対策と大阪の開発利権のための法案と言わざるを得ないんです。

国家の危機管理も、大都市制度の改革も、特定の政党の都合や特定の地域への予算と権限を目的とするものであってはいけません。日本全体と日本国民全体、そして将来世代の利益といったものを基準として決めるべきなんです。

国家百年の計に関わる制度を、連立政権を維持するための取引材料にしていいんでしょうか。選挙で勝ったからといって、与党に入ったからといって、このような権力の濫用は許されないと思います。十分な検証も国民への説明もないまま数の力で押し通すことは、民主主義の崩壊につながるんです。こういったことから民主主義は壊れるんです。断固として認めるわけにはいきません。

以上の理由により、同日選挙の禁止法案には賛成いたしますが、副首都の法案には国政政党としての矜持を懸けて反対し、廃案にすることを強く求めて、私からの討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

まず、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十四
賛成　百二十三
反対　百二十一

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　次に、大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十四
賛成　百十七
反対　百二十七

よって、本案は否決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　これにて休憩いたします。

午後九時四十分休憩

午後十一時四十一分開議

○議長（関口昌一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程に追加して、

本日法務委員長外二委員長から報告書が提出されました**法務局、更生保護官署、出入国在留管理庁及び少年院・少年鑑別所の増員に関する請願外三百件の請願**を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。

法務局、更生保護官署、出入国在留管理庁及び少年院・少年鑑別所の増員に関する請願（十件）

裁判所の人的・物的充実に関する請願（二十一件）

パーキンソン病の原因究明と根治治療法の確立などに関する請願（三十六件）

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（六十九件）

社会福祉施設職員等退職共済制度に関する請願

国立病院の機能強化に関する請願（三十件）

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願（五十六件）

ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援とB型肝炎ウイルスを排除する薬剤の開発に関する請願（十一件）

現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願（二十二件）

てんかんのある人とその家族の生活を支える交通に関する請願（四十五件）

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　これらの請願は、委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。

よって、これらの請願は各委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長（関口昌一君）　この際、**委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件**についてお諮りいたします。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策及び東日本大震災復興特別委員会

一、災害及び東日本大震災復興の総合的対策樹立に関する調査

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会

一、沖縄・北方問題及び地方の活性化等に関しての総合的な対策樹立に関する調査

政治改革に関する特別委員会

一、政治改革に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員会

一、政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する調査

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会

一、デジタル社会の形成、人工知能の活用及び関係する科学技術等に関しての総合的な対策樹立に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会

一、こども・子育て・若者活躍に関しての総合的な対策樹立に関する調査

国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

○議長（関口昌一君）　本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。

よって、本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決しました。

○議長（関口昌一君）　議事を終了するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

衆議院議員総選挙後の今期国会におきましては、内外の情勢が困難を増す中、国民生活に深く関わる令和八年度総予算や補正予算に加え、令和六年度決算や様々な法律案など国の重要課題について、参議院らしく活発な議論が行われました。

ここに、議員各位の御尽力に心より感謝を申し上げます。

盛夏を迎え暑さも厳しくなりますが、皆様には、御自愛の上、ますます御活躍されますよう祈念いたしまして、私の挨拶といたします。（拍手）

これにて散会いたします。

午後十一時四十四分散会

出席者は左のとおり。

議　長　関口　昌一君
副議長　福山　哲郎君

議　員

中田　優子君　宮出　千慧君　岩渕　友君　大門実紀史君　野上浩太郎君　松村　祥史君　船橋　利実君　山田　太郎君
平戸　航太君　櫻井　祥子君　牛田　茉友君　水野　孝一君　古賀友一郎君　酒井　庸行君　自見はなこ君　藤木　眞也君
後藤　翔太君　小林さやか君　山添　拓君　江原くみ子君　佐藤　啓君　山谷えり子君　松川　るい君　打越さく良君
安達　悠司君　塩入　清香君　原田　秀一君　吉良よし子君　宮沢　洋一君　野村　哲郎君　大家　敏志君　上野　通子君
庭田　幸恵君　杉本　純子君　山田　吉彦君　伊藤　辰夫君　小野田紀美君　牧野たかお君　森　まさこ君　古川　俊治君
初鹿野裕樹君　竹詰　仁君　仁比　聡平君　岡崎　太君　片山さつき君　望月　良男君　猪口　邦子君　松下　新平君
堂込麻紀子君　大津　力君　小池　晃君　石　平君　齊藤健一郎君　梶原　大介君　古賀　千景君　福岡　資麿君　浅尾慶一郎君
岩本　麻奈君　山中　泉君　足立　康史君　後藤　斎君　神谷　政幸君　櫻井　充君　鬼木　誠君　西田　昌司君　鶴保　庸介君
浜口　誠君　松田　学君　金子　道仁君　松野　明美君　越智　俊之君　若井　敦子君　柴　愼一君　吉田　忠智君　森　ゆうこ君
安藤　裕君　梅村みずほ君　浜野　喜史君　伊藤　孝恵君　宮本　和宏君　東野　秀樹君　橋本　聖子君　木村　義雄君　蓮　舫君
礒﨑　哲史君　神谷　宗幣君　青島　健太君　中条きよし君　山本佐知子君　吉井　章君　鈴木　宗男君　吉川　沙織君　長浜　博行君
上田　清司君　奥村　祥大君　舟山　康江君　榛葉賀津也君　いんどう周作君　かまやち敏君　中曽根弘文君　ラサール石井君　佐々木雅文君
白川　容子君　かごしま彰宏君　川合　孝典君　嘉田由紀子君　寺田　静君　臼井　正一君　奥田ふみよ君　福島みずほ君　下野　六太君
舞立　昇治君　三原じゅん子君　高木かおり君　串田　誠一君　本田　顕子君　加田　裕之君　山内佳菜子君　伊勢崎賢治君　司　隆史君
山下　雄平君　堀井　巌君　片山　大介君　石井　苗子君　朝日健太郎君　進藤金日子君　福士　珠美君　小島とも子君　小川　克巳君
　　　

窪田　哲也君　　原田大二郎君
伊藤　孝江君　　宮崎　勝君
竹内　真二君　　里見　隆治君
三浦　信祐君　　杉　久武君
横山　信一君　　上田　勇君
秋野　公造君　　高橋　光男君
平木　大作君　　竹谷とし子君
石川　博崇君　　谷合　正明君
西田　実仁君　　天畠　大輔君
木村　英子君

国務大臣
　総務大臣　林　芳正君
　厚生労働大臣　上野賢一郎君
　国土交通大臣　金子　恭之君
　国務大臣（内閣府特命担当大臣（こども政策・少子化対策・若者活躍・男女共同参画））　黄川田仁志君

議長の報告事項

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
　辞任　　補欠
　猪瀬　直樹君　　岡崎　太君

法務委員
　辞任　　補欠
　見坂　茂範君　　岡田　直樹君
　宮本　和宏君　　山崎　正昭君

外交防衛委員
　辞任　　補欠
　柴　愼一君　　広田　一君

財政金融委員
　辞任　　補欠
　広田　一君　　柴　愼一君
　金子　道仁君　　浅田　均君

文教科学委員
　辞任　　補欠
　山崎　正昭君　　宮本　和宏君
　浅田　均君　　金子　道仁君

厚生労働委員
　辞任　　補欠
　岡崎　太君　　猪瀬　直樹君

経済産業委員
　辞任　　補欠
　藤井　一博君　　牧野たかお君
　三上　えり君　　村田　亨子君

国土交通委員
　辞任　　補欠
　岡田　直樹君　　見坂　茂範君

環境委員
　辞任　　補欠
　村田　亨子君　　三上　えり君

国家基本政策委員
　辞任　　補欠
　高木　真理君　　田名部匡代君
　大門実紀史君　　小池　晃君

予算委員
　辞任　　補欠
　田名部匡代君　　高木　真理君
　村田　亨子君　　福士　珠美君
　牧野たかお君　　石垣のりこ君
　藤井　一博君　　蓮　舫君
　伊藤　孝恵君　　竹詰　仁君
　中田　優子君　　竹内　真二君
　小池　晃君　　窪田　哲也君
　石井めぐみ君　　猪瀬　直樹君
　安藤　裕君
　大門実紀史君

決算委員
　辞任　　補欠
　牧野たかお君　　藤井　一博君

行政監視委員
　辞任　　補欠
　福士　珠美君　　村田　亨子君
　竹内　真二君　　窪田　哲也君
　石井めぐみ君　　猪瀬　直樹君

議院運営委員
　辞任　　補欠
　竹詰　仁君　　伊藤　孝恵君

懲罰委員
　辞任　　補欠
　石垣のりこ君　　蓮　舫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員
　辞任　　補欠
　今井絵理子君　　中西　祐介君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会
　理事　青島　健太君（青島健太君の補欠）

同日衆議院から、同院は国会の会期を七月十八日から二十五日まで八日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案

電気事業法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

皇室典範等の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

相模湾沿岸地域における防災対策の推進に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第九七号）

労働者の食生活の支援及び福利厚生の充実に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第九八号）

独立行政法人地域医療機能推進機構のガバナンスに関する質問主意書（大島九州男君提出）（第九九号）

歯科医師国民健康保険組合の組合員の負担軽減に関する質問主意書（大島九州男君提出）（第一〇〇号）

独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問主意書（仁比聡平君提出）（第一〇一号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ君提出陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ上の問題を有する製品の流通防止等に関する質問に対する答弁書（第六七号）

参議院議員石垣のりこ君提出陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ対策等の必要性に関する質問に対する答弁書（第六八号）

参議院議員打越さく良君提出生活保護における障害者加算に係る精神障害者保健福祉手帳の取扱いに関する質問に対する答弁書（第六九号）
参議院議員ラサール石井君提出ジェンダーアイデンティティに関する質問に対する答弁書（第七〇号）
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律
重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律
種苗法の一部を改正する法律
国旗の損壊等の処罰に関する法律
電気事業法の一部を改正する法律
刑事訴訟法の一部を改正する法律
皇室典範等の一部を改正する法律
去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
辞任　補欠
福士　珠美君　村田　享子君
竹詰　仁君　伊藤　孝恵君
竹内　真二君　窪田　哲也君
行政監視委員
辞任　補欠
村田　享子君　福士　珠美君
窪田　哲也君　竹内　真二君
議院運営委員
辞任　補欠
伊藤　孝恵君　竹詰　仁君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員
辞任　補欠
勝部　賢志君　杉尾　秀哉君
浜口　誠君　足立　康史君
秋野　公造君　石川　博崇君
窪田　哲也君　司　隆史君
石　平君　浅田　均君
梅村みずほ君　神谷　宗幣君
こども・子育て・若者活躍に関する特別委員
辞任　補欠
寺田　静君　宮本　和宏君
同日議長は、次の議員提出案を沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会に付託した。
大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（奥村祥大君外三名発議）（参第一八号）
特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案（奥村祥大君外一名発議）（参第二〇号）
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。
国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案（衆第二七号）　沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会に付託
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二九号）　こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会に付託
同日内閣から、官民データ活用推進基本法第八条第七項において準用する同条第五項の規定に基づくデジタル社会の形成に関する重点計画・公的基礎情報データベース整備改善計画・官民データ活用推進基本計画の変更の報告を受領した。
一昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員
辞任　補欠
梶原　大介君　朝日健太郎君
（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）　（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）
高橋　克法君　星　北斗君
（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）　（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）
中西　祐介君　小林孝一郎君
馬場　成志君　西田　英範君
神谷　宗幣君　櫻井　祥子君
財政金融委員
辞任　補欠
小林孝一郎君　中西　祐介君
西田　英範君　馬場　成志君
文教科学委員
辞任　補欠
鈴木　大地君　山田　宏君
厚生労働委員
辞任　補欠
山田　宏君　鈴木　大地君
猪瀬　直樹君　上野ほたる君
経済産業委員
辞任　補欠
上野ほたる君　猪瀬　直樹君
櫻井　祥子君　神谷　宗幣君
予算委員
辞任　補欠
朝日健太郎君　梶原　大介君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員
辞任　補欠
杉尾　秀哉君　鬼木　誠君
岩渕　友君　大門実紀史君
こども・子育て・若者活躍に関する特別委員
辞任　補欠
宮本　和宏君　寺田　静君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会
理事　中西　祐介君（今井絵理子君の補欠）
同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを国土交通委員会に付託した。
建築士法の一部を改正する法律案（衆第三八号）
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
建築士法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）（衆第三八号）
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。
予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）
同日委員長から次の報告書が提出された。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二九号）審査報告書
同日憲法審査会会長から次の報告書が提出された。
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一一号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
養子皇族男子の子の皇位継承権に係る総理答弁に関する質問主意書（運舫君提出）（第一〇二号）
高齢者の生活苦に関する質問主意書（奥田ふみよ君提出）（第一〇三号）
参議院議員通常選挙の実施時期に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一〇四号）
留置施設における外国人被留置者の死亡事案及び政府の対応に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第一〇五号）
同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。
参議院議員石垣のりこ君提出事業所税の課税団体の要件に関する質問（第七一号）（答弁することができる期限　七月二十四日）
参議院議員石垣のりこ君提出高市内閣総理大臣等の個人アカウントからの政府情報の発信に係る公文書管理法の適用に関する質問（第七二号）（同　七月二十四日）
参議院議員牧山ひろえ君提出リニア中央新幹線神奈川県駅を核とした首都圏南西部における広域交流・成長拠点構想に関する質問（第七三号）（同　七月二十四日）
参議院議員牧山ひろえ君提出国家戦略等における京浜臨海部の位置付けに関する質問（第七四号）（同　七月二十四日）
参議院議員牧山ひろえ君提出技術立国日本を支える人材育成に関する質問（第七五号）（同　七月二十四日）
参議院議員奥田ふみよ君提出原子力規制委員会の審査能力及び全原発再点検の必要性に関する質問（第七六号）（同　七月二十四日）
参議院議員奥田ふみよ君提出被災地における生活再建のための介護従事者確保策に関する質問（第七七号）（同　七月二十四日）
参議院議員奥田ふみよ君提出「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品に関する質問（第七八号）（同　七月二十四日）
参議院議員奥田ふみよ君提出校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問（第七九号）（同　七月二十四日）
参議院議員石橋通宏君提出持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の国内推進体制及び国際社会における主導的役割に関する質問（第八〇号）（同　七月二十八日）
参議院議員ラサール石井君提出六ヶ所再処理工場のアクティブ試験等に関する質問（第八一号）（同　七月二十八日）
参議院議員ラサール石井君提出国立女性教育会館の宿泊・研修機能及び障害者の学習・交流機会の保障に関する質問（第八二号）（同　七月二十八日）
参議院議員ラサール石井君提出国立女性教育会館の機能強化に係る政策決定過程に関する質問（第八三号）（同　七月二十八日）
参議院議員ラサール石井君提出第六次男女共同参画基本計画における女子差別撤廃条約の遵守状況に関する質問（第八四号）（同　七月二十八日）
参議院議員ラサール石井君提出国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に関する質問（第八五号）（同　七月二十八日）
参議院議員ラサール石井君提出ＰＦＩ手法による国立劇場の建て替えに関する質問（第八六号）（同　七月二十八日）
参議院議員ラサール石井君提出同志社国際高等学校の教育行為への文部科学省の対応に関する質問（第八七号）（同　七月二十八日）
参議院議員ラサール石井君提出ずい道等建設労働者健康情報管理システムを活用したトンネルじん肺労働者の救済に関する質問（第八八号）（同　七月二十八日）
参議院議員ラサール石井君提出パーキンソン病治療薬の安定的な供給に関する質問（第八九号）（同　七月二十八日）
参議院議員羽田次郎君提出陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染に係る対応に関する質問（第九〇号）（同　七月二十八日）
参議院議員伊勢崎賢治君提出帰化審査の厳格化に関する質問（第九一号）（同　七月二十八日）
参議院議員伊勢崎賢治君提出在日アフガニスタン人に対する領事支援の喪失及び生活基盤の安定化に関する質問（第九二号）（同　七月二十八日）
参議院議員吉良よし子君提出関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に関する質問（第九三号）（同　七月二十八日）
参議院議員辻元清美君提出ペトリオットＰＡＣ―２の部品（シーカージャイロ）の米国への移転に関する質問（第九四号）（同　七月二十八日）
参議院議員石垣のりこ君提出将来の皇位継承に関する政府答弁の整合性に関する質問（第九五号）（同　七月二十八日）
参議院議員石垣のりこ君提出ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する再質問（第九六号）（同　七月二十八日）

昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
　辞任　朝日健太郎君　梶原　大介君
　補欠　小林孝一郎君　中西　祐介君
　　西田　英範君　馬場　成志君
　　星　北斗君　高橋　克法君
　　岡崎　太君　中条きよし君
　　櫻井　祥子君　神谷　宗幣君

財政金融委員
　辞任　中西　祐介君　小林孝一郎君
　補欠　馬場　成志君　西田　英範君

文教科学委員
　辞任　山田　宏君　鈴木　大地君
　補欠　中条きよし君　岡崎　太君

厚生労働委員
　辞任　鈴木　大地君　山田　宏君
　補欠　上野ほたる君　猪瀬　直樹君

経済産業委員
　辞任　猪瀬　直樹君　上野ほたる君
　補欠　神谷　宗幣君　櫻井　祥子君

予算委員
　辞任　梶原　大介君　朝日健太郎君
　補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員
　辞任　鬼木　誠君　勝部　賢志君
　補欠　神谷　宗幣君　安藤　裕君

同日委員長から次の報告書が提出された。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）審査報告書

予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）審査報告書

建築士法の一部を改正する法律案（衆第三八号）審査報告書

本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　　補欠

中条きよし君　　岡崎　太君

文教科学委員

辞任　　補欠

岡崎　太君　　中条きよし君

本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員

辞任　　補欠

中西　祐介君　　今井絵理子君

勝部　賢志君　　鬼木　誠君

足立　康史君　　浜口　誠君

石川　博崇君　　秋野　公造君

司　　隆史君　　窪田　哲也君

浅田　　均君　　石　　平君

岡崎　太君　　青島　健太君

安藤　裕君　　宮出　千慧君

大門実紀史君　　岩渕　友君

政治改革に関する特別委員

辞任　　補欠

宮出　千慧君　　大津　力君

政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員

辞任　　補欠

青島　健太君　　岡崎　太君

本日委員会において選任した理事は次のとおりである。

文教科学委員会

理事　赤松　健君（赤松健君の補欠）

理事　金子　道仁君（金子道仁君の補欠）

行政監視委員会

理事　竹内　真二君（竹内真二君の補欠）

災害対策及び東日本大震災復興特別委員会

理事　星　北斗君（星北斗君の補欠）

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会

理事　今井絵理子君（中西祐介君の補欠）

本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案

建築士法の一部を改正する法律案

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案

予防接種法の一部を改正する法律案

本日本院は、次の議員提出案を否決した旨衆議院に通知した。

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（奥村祥大君外三名発議）

本日委員長から次の件について継続審査の要求書が提出された。

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

本日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

災害対策及び東日本大震災復興特別委員会

一、災害及び東日本大震災復興の総合的対策樹立に関する調査

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会

一、沖縄・北方問題及び地方の活性化等に関しての総合的な対策樹立に関する調査

政治改革に関する特別委員会

一、政治改革に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員会

一、政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する調査

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会

一、デジタル社会の形成、人工知能の活用及び関係する科学技術等に関しての総合的な対策樹立に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会

一、こども・子育て・若者活躍に関しての総合的な対策樹立に関する調査

国際問題に関する調査会
　一、国際問題に関する調査
国民生活・経済に関する調査会
　一、国民生活・経済に関する調査
資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会
　一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査
本日委員長から次の報告書が提出された。
国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案（衆第二七号）審査報告書
大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（参第一八号）審査報告書
法務委員会請願審査報告書（第一号）
厚生労働委員会請願審査報告書（第一号）
国土交通委員会請願審査報告書（第一号）
国家の基本政策に関する調査報告書
本日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
　委員派遣承認要求書
一、目的　国家財政の経理及び国有財産の管理に関する実情調査
一、派遣委員
　西田　昌司　　井上　義行
　小林　一大　　中西　祐介
　羽田　次郎　　宮崎　　勝
　嘉田由紀子　　堂込麻紀子
　櫻井　祥子　　吉良よし子
一、派遣地　北海道
一、期間　七月二十九日及び三十日の二日間
一、費用　概算一、四四一、〇〇〇円
右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
　令和八年七月二十四日
　　決算委員長　西田　昌司
参議院議長　関口　昌一殿

　委員派遣承認要求書
一、目的　沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査
一、派遣委員
　横沢　高徳　　今井絵理子
　自見はなこ　　徳永　エリ
　山田　吉彦　　秋野　公造
　青島　健太　　宮出　千慧
　岩渕　友
一、派遣地　沖縄県
一、期間　七月二十七日及び二十八日の二日間
一、費用　概算一、三七二、二二〇円
右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
　令和八年七月二十四日
　　沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員長　横沢　高徳
参議院議長　関口　昌一殿

本日議員から次の質問主意書が提出された。
令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭への参加の強制に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一〇六号）
令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭の宗教性に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一〇七号）
令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭と信教の自由及び政教分離の原則に関する最高裁判例に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一〇八号）
防衛装備移転三原則及び運用指針の改正と憲法の平和主義に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一〇九号）
国旗の損壊等の処罰に関する法律に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一一〇号）
日本国憲法における象徴天皇制の在り方等に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一一一号）
皇室典範の改正による皇位継承及び養子制度の憲法問題等に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一一二号）
本日次の質問主意書を内閣に転送した。
相模湾沿岸地域における防災対策の推進に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第九七号）
労働者の食生活の支援及び福利厚生の充実に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第九八号）
独立行政法人地域医療機能推進機構のガバナンスに関する質問主意書（大島九州男君提出）（第九九号）
歯科医師国民健康保険組合の組合員の負担軽減に関する質問主意書（大島九州男君提出）（第一〇〇号）
独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問主意書（仁比聡平君提出）（第一〇一号）
養子皇族男子の子の皇位継承権に係る総理答弁に関する質問主意書（蓮舫君提出）（第一〇二号）
高齢者の生活苦に関する質問主意書（奥田ふみよ君提出）（第一〇三号）
参議院議員通常選挙の実施時期に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一〇四号）
留置施設における外国人被留置者の死亡事案及び政府の対応に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第一〇五号）
令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭への参加の強制に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一〇六号）
令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭の宗教性に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一〇七号）
令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭と信教の自由及び政教分離の原則に関する最高裁判例に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一〇八号）
防衛装備移転三原則及び運用指針の改正と憲法の平和主義に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一〇九号）
国旗の損壊等の処罰に関する法律に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一一〇号）
日本国憲法における象徴天皇制の在り方等に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一一一号）
皇室典範の改正による皇位継承及び養子制度の憲法問題等に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一一二号）
本日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員石垣のりこ君提出事業所税の課税団体の要件に関する質問に対する答弁書（第七一号）
参議院議員石垣のりこ君提出高市内閣総理大臣等の個人アカウントからの政府情報の発信に係る公文書管理法の適用に関する質問に対する答弁書（第七二号）
参議院議員牧山ひろえ君提出リニア中央新幹線神奈川県駅を核とした首都圏南西部における広域交流・成長拠点構想に関する質問に対する答弁書（第七三号）
参議院議員牧山ひろえ君提出国家戦略等における京浜臨海部の位置付けに関する質問に対する答弁書（第七四号）

参議院議員牧山ひろえ君提出技術立国日本を支える人材育成に関する質問に対する答弁書（第七五号）
参議院議員奥田ふみよ君提出原子力規制委員会の審査能力及び全原発再点検の必要性に関する質問に対する答弁書（第七六号）
参議院議員奥田ふみよ君提出被災地における生活再建のための介護従事者確保策に関する質問に対する答弁書（第七七号）
参議院議員奥田ふみよ君提出「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品に関する質問に対する答弁書（第七八号）
参議院議員奥田ふみよ君提出校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問に対する答弁書（第七九号）
本日議院において採択した「法務局、更生保護官署、出入国在留管理庁及び少年院・少年鑑別所の増員に関する請願」外三百件の請願は、即日これを内閣に送付した。
本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律
建築士法の一部を改正する法律
予防接種法の一部を改正する法律
国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律

本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会
一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査
総務委員会
一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査
法務委員会
一、法務及び司法行政等に関する調査
外交防衛委員会
一、外交、防衛等に関する調査
財政金融委員会
一、財政及び金融等に関する調査
文教科学委員会
一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会
一、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策及び東日本大震災復興特別委員会
一、災害及び東日本大震災復興の総合的対策樹立に関する調査
沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会
一、沖縄・北方問題及び地方の活性化等に関しての総合的な対策樹立に関する調査
政治改革に関する特別委員会
一、政治改革に関する調査
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査
政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員会
一、政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する調査
デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会
一、デジタル社会の形成、人工知能の活用及び関係する科学技術等に関しての総合的な対策樹立に関する調査
消費者問題に関する特別委員会
一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査
こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会
一、こども・子育て・若者活躍に関しての総合的な対策樹立に関する調査
国際問題に関する調査会
一、国際問題に関する調査
国民生活・経済に関する調査会
一、国民生活・経済に関する調査
資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会
一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会
一、自動車盗難対策等の推進に関する法律案（橋本幹彦君外三名提出、衆法第一九号）
二、盗難自動車等の処分の防止に関する法律案（西岡義高君外三名提出、衆法第二〇号）
三、内閣の重要政策に関する件
四、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件
五、栄典及び公式制度に関する件
六、男女共同参画社会の形成の促進に関する件
七、国民生活の安定及び向上に関する件
八、警察に関する件
総務委員会
一、自動車税及び軽自動車税の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健君外二名提出、衆法第一六号）
二、賃金上昇を上回る個人住民税の負担増加等に対処するために個人住民税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘君外三名提出、衆法第三一号）

三、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件
四、地方自治及び地方税財政に関する件
五、情報通信及び電波に関する件
六、郵政事業に関する件
七、消防に関する件

法務委員会
一、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河井昭成君外三名提出、衆法第二一号）
二、裁判所の司法行政に関する件
三、法務行政及び検察行政に関する件
四、国内治安に関する件
五、人権擁護に関する件

外務委員会
一、国際情勢に関する件

財務金融委員会
一、令和八年度における公債の発行の特例に関する法律案（伊佐進一君外二名提出、衆法第二号）
二、自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健君外二名提出、衆法第一七号）
三、賃金上昇を上回る所得税の負担増加に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘君外三名提出、衆法第三〇号）
四、財政に関する件
五、税制に関する件
六、関税に関する件
七、外国為替に関する件
八、国有財産に関する件
九、たばこ事業及び塩事業に関する件
一〇、印刷事業に関する件
一一、造幣事業に関する件
一二、金融に関する件
一三、証券取引に関する件

文部科学委員会
一、障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案（森ようすけ君外二名提出、衆法第六号）
二、文部科学行政の基本施策に関する件
三、生涯学習に関する件
四、学校教育に関する件
五、科学技術及び学術の振興に関する件
六、科学技術の研究開発に関する件
七、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件

厚生労働委員会
一、全ての国民が安心して医療を受けられる環境の整備を図るための高額療養費等の制度の在り方に係る措置に関する法律案（濵地雅一君外三名提出、衆法第七号）
二、厚生労働関係の基本施策に関する件
三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会
一、農林水産関係の基本施策に関する件
二、食料の安定供給に関する件
三、農林水産業の発展に関する件
四、農林漁業者の福祉に関する件
五、農山漁村の振興に関する件

経済産業委員会
一、受託中小企業振興法の一部を改正する法律案（鈴木義弘君外三名提出、衆法第三二号）
二、ものづくり基盤技術振興基本法の一部を改正する法律案（鈴木義弘君外三名提出、衆法第三三号）
三、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（山岡達丸君外十二名提出、衆法第三七号）
四、経済産業の基本施策に関する件
五、資源エネルギーに関する件
六、特許に関する件
七、中小企業に関する件
八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
九、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件

国土交通委員会
一、非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案（森ようすけ君外三名提出、衆法第三六号）
二、国土交通行政の基本施策に関する件
三、国土計画、土地及び水資源に関する件
四、都市計画、建築及び地域整備に関する件
五、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
六、陸運、海運、航空及び観光に関する件
七、北海道開発に関する件
八、気象及び海上保安に関する件

環境委員会
一、環境の基本施策に関する件
二、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件
三、循環型社会の形成に関する件
四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件
五、公害の防止及び健康被害の救済に関する件
六、原子力の規制に関する件
七、公害紛争の処理に関する件

安全保障委員会
一、国の安全保障に関する件

予算委員会
一、予算の実施状況に関する件

決算行政監視委員会
一、令和五年度一般会計歳入歳出決算書
令和五年度特別会計歳入歳出決算書
令和五年度国税収納金整理資金受払計算書
二、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書
三、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書
四、令和六年度一般会計歳入歳出決算
令和六年度特別会計歳入歳出決算
令和六年度国税収納金整理資金受払計算書
五、令和六年度政府関係機関決算書
六、令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書
六、令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書
七、令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）

八、令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)
九、令和七年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)
一〇、歳入歳出の実況に関する件
一一、国有財産の増減及び現況に関する件
一二、政府関係機関の経理に関する件
一三、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
一四、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
一五、行政監視に関する件

議院運営委員会

一、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外二名提出、衆法第三四号)
二、国会法等改正に関する件
三、議長よりの諮問事項
四、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

一、災害・防災に関する総合的な対策に関する件

政治改革に関する特別委員会

一、政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案(長谷川淳二君外十名提出、衆法第一二号)
二、政治資金規正法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名提出、衆法第一号)
三、政治資金規正法の一部を改正する法律案(和田政宗君外三名提出、衆法第一四号)
四、衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案(加藤勝信君外十一名提出、衆法第二八号)
五、公職選挙法の一部を改正する法律案(古川元久君外三名提出、衆法第三五号)
六、政治改革に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する件

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する件

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する件

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

一、特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案(西岡義高君外一名提出、衆法第二四号)
二、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件

本日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和八年二月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

本日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。

審査報告書

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月二十二日

憲法審査会会長　長浜　博行

参議院議長　関口　昌一　殿

要領書

一、審査会の決定の理由

本法律案は、憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、開票立会人の選任に係る規定を整備し、及び投票立会人の選任要件を緩和するとともに、超短波放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送をすることができることとする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

一、憲法審査会においては、立憲主義及び法の支配並びに憲法の定める国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の基本原理に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。また、立法措置によって可能とすることができるかどうかについて、徹底的に審議を尽くすこと。

二、憲法改正国民投票は最高法規の憲法を国民主権の基本原理に基づき確定する民主主義の根幹を成す手続であるという観点から、国民の投票機会が最大限確保される必要があることに鑑み、附則第四条第一号に関する検討においては、その重要性を踏まえた検討が行われるべきこと。

　また、令和三年改正において既に措置された期日前投票と繰延投票に関する制度について、政府においては、国民投票の実施に際して、憲法改正国民投票と公職選挙法が定める選挙の制度趣旨の相違を十分に踏まえ、国民の投票機会の確保が最大限に図られるよう、適切に運用する必要な措置を講じること。

三、憲法改正国民投票は、主権者である国民がその自由意思に基づいて最高法規の憲法を定める主権の行使であり、憲法改正国民投票における公平及び公正の確保は国民主権原理からの要請であることに鑑み、附則第四条第二号に関する検討においては、インターネット及びＡＩの急速な発展・普及とそれらの弊害などの国民の投票行動をめぐる劇的な情勢の変化を踏まえ、主権者たる国民の自由意思がゆがめられ、国民投票の結果が正当性を欠くこと等とならないよう、法改正を始めとする必要な措置を講じること。

四、「選挙運動に関する各党協議会」における議論を経て、公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の改正により講じることとされた、①インターネット等を利用する方法によりＡＩを利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務、②選挙に関しインターネット等を利用する者の責務、③大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置、

④大規模特定電気通信役務提供者の公表事項の追加に係る改正事項を踏まえ、国民投票の公平及び公正の確保のために法改正を始めとする必要な措置を講ずること。

五、国民投票広報協議会が行う憲法改正案の国民に対する広報に関する事務に関しては、フェイク情報等への対処の必要性など社会情勢の変化に伴う新たな課題が生じていることから、広報協議会の役割の在り方等も含めて検討すること。

六、本附帯決議で新たに付された項目を含め、平成十九年の日本国憲法の改正手続に関する法律案に対する附帯決議及び平成二十六年の日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議については、改めてその趣旨及び内容を十分に踏まえ、各項目を精査し、その実施も含め必要な措置を講ずること。

七、憲法審査会においては、国会法第百二条の六に定める憲法審査会の所掌事務である日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行うことが、憲法がその趣旨どおりに実施されているかどうか、憲法違反の事実などが生じていないかという日本国憲法の施行、遵守の状況に関する事項も含まれることに留意すること。

右決議する。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和八年六月十九日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「各投票区における投票人名簿に登録された」を「国民投票の投票権を有する」に改め、同条第二項中「その投票区における投票人名簿に登録された」を「国民投票の投票権を有する」に改める。

第五十二条の二第五項の表第四十九条第一項の項中

「投票	登録

を

投票所又は共通投票所	登録された者

に改め、同表第四十九条第二項の項中

投票所	登録された者

を

「投票所	国民投票の投票権を有する者

に改める。

第五十三条第一項の表通投票所（共通投票所にあっては、投票権を有する者）の項中

投票所又は共通投票所	国民投票の投票権を有する者

を

「投票所	期日前投票所

に改める。

第六十条第五項の表第四十九条第一項の項中

各投票区における投票人名簿に登録された者	国民投票の投票権を有する者
二人以上五人以下	二人

を

「二人以上五人以下	二人

に改め、同表第四十九条第二項の項中

投票所	その投票区における投票人名簿に登録された者

を

「投票所	国民投票の投票権を有する者

に改める。

第六十一条第一項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一人を他の開票区における開票立会人となるべき者として届け出ることはできない。

第七十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「達しないとき又は」の下に「開票立会人が」を加え、「における」を「の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　都道府県の選挙管理委員会が第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を国民投票の期日前二日から国民投票の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を国民投票の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党等に属する者を三人以上選任することができない。

第九十条中「第七十六条」の下に「（第四項を除く。）」を加え、「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、「者」と、「市町村の選挙管理委員会」の下に「に届け出ることができる。ただし、同一人を他の開票区における開票立会人となるべき者として届け出ることはできない」を加え、「国民投票長」と、同条第二項」を「国民投票長

に届け出ることができる」と、同条第二項」に、「同条第四項中「又は」を「同条第五項本文中「達しないとき又は」とあるのは「達しないとき」と、」に、「、国民投票会の」を「国民投票会の」に、「その開票区における」を「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、「に」と、」の下に「同項ただし書中」を加える。

第百六条第一項中「ラジオ放送」の下に「（同条第十六号に規定する中波放送又は同条第十七号に規定する超短波放送をいう。）」を加え、「同条第十六号に規定する中波放送又は」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（適用区分）

第二条　改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律（以下この条において「新法」という。）の規定（新法第百六条第一項の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に登録基準日（新法第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下この項において同じ。）がある国民投票（新法第一条に規定する国民投票をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

2　新法第百六条第一項の規定は、施行日以後に憲法改正発議日（新法第二条第一項に規定する国会が憲法改正を発議した日をいう。以下この項において同じ。）がある国民投票について適用し、施行日前に憲法改正発議日がある国民投票については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一号中「の次に掲げる事項その他」を削り、同号イ及びロを削り、同条第二号中「国民投票の」を「国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「国民投票法」という。）第一条に規定する国民投票をいう。以下同じ。）の」に改める。

審査報告書

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月二十二日

こども・子育て・若者活躍に関する特別委員長　舟山　康江

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医療的ケア児の成長その他の状況を踏まえ、支援の対象を医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に拡大した上、基本理念に、医療的ケア児等及び重症心身障害者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを規定するとともに、日常生活における支援に係る施策、就労の支援に係る施策その他の医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援のための施策を強化し、あわせて、医療的ケア児等支援センターの機能の強化等を図ろうとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一　医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援施策の充実、医療的ケア児等支援センターの機能の強化並びに医療的ケア児等支援地域協議会の設置について、必要な支援を行うこと。

二　医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援を適切に実施することができるよう、看護師等のほか、喀痰（かくたん）吸引等を行うことができる介護従事者等の人材を確保するための必要な対策を講ずること。

三　医療的ケア児等及び重症心身障害者の職場及び通勤中における介護について、現在実施している雇用と福祉の連携による取組の実施状況等を踏まえ、社会参加の観点も含め、支援の在り方について検討すること。

四　医療的ケア児等及び重症心身障害者が保護者の付添いがなくても通学できるよう、引き続き必要な支援を行うこと。

五　医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援は、広域的な視点で取り組むことが重要であり、取り分け切れ目ない医療の提供や地域格差の是正については、都道府県が各圏域における看護師等の専門人材の確保や施設の整備・充実に関して積極的に取り組むことが可能となるよう、必要な支援を行うこと。

六　医療的ケア児等コーディネーターが、医療的ケア児等支援センターにおいてその専門性を発揮できるよう、必要な措置を講ずること。

七　喀痰吸引等研修について、様式の見直し等による事業者の負担軽減を検討すること。

八　関係省庁において、先行する優良事例の共有を行うなど、地方公共団体においても各施策が円滑に実施されるよう、努めること。

九　強度行動障害の状態にある者やその家族についても、その支援体制の整備が課題となっている現状を踏まえ、強度行動障害の状態にある者やその家族が地域で安心して暮らしていけるようにするための支援体制の整備を推進すること。また、医療的ケア児等又は重症心身障害者に該当しない者であって、医療的ケア児等及び重症心身障害者への支援と同様の支援が必要と考えられるものに関する支援についても、必要な検討を行っていくこと。

右決議する。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和八年七月十四日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

目次中「第八条」を「第八条の二」に、「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に、「第十八条」を「第十八条の二」に、「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

第一条中「医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者」に、「応じた」を「応じて保健医療サービスと福祉サービスとの連携による」に、「医療的ケア児及びその家族に」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に」に改め、「係る施策」の下に「、日常生活における支援に係る施策、就労の支援に係る施策」を加え、「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に改め、「より、医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加え、「図るとともに、その」を「図り、並びに医療的ケア児等及び重症心身障害者についてそれらの意思が最大限に尊重され、必要な支援を受けながら地域社会において自立した生活を営むことができるようにするとともに、医療的ケア児等及び重症心身障害者の」に、「に資し」を「を図り、これらにより医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が安心して暮らすことができる社会の実現を推進し」に改める。

第二条第二項中「に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部」を「第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）及び高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）並びに同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する高等課程に限る。第七条において「専修学校」という。）」に改め、「及び第十四条第一項第一号」を削り、「次条第二項」を「第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

3　この法律において「医療的ケア児等」とは、次に掲げる者をいう。

一　医療的ケア児

二　医療的ケア児であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの

三　日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者（前二号に掲げる者を除く。）

4　この法律において「重症心身障害者」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいい、「重症心身障害児」とは、重症心身障害者のうち児童であるものをいう。

第三条第一項中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児の」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、その」に改め、同条第二項中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児が医療的ケア児でない児童」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者がそれらの者でない者」に、「医療的ケア児の」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者の」に改め、「必要とする医療的ケア」の下に「その他の支援」を、「労働」の下に「、防災」を、「民間団体」の下に「（以下「関係機関等」という。）」を加え、同条第三項中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改め、「、医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を、「後も」の下に「切れ目なく」を、「受けながら」の下に「、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が希望する地域において」を加え、「にも配慮して」を「を旨として」に改め、同条第四項中「医療的ケア児及びその家族」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に、「医療的ケア児及びその保護者（」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者（配偶者、」に、「医療的ケア児を現に監護する」を「医療的ケア児等又は重症心身障害者を現に保護する」に改め、「第十条第二項」の下に「及び第二十二条第一項」を加え、同条第五項中「医療的ケア児及びその家族に」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に」に、「医療的ケア児及びその家族が」を「それらの者が」に改める。

第四条及び第五条中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

第六条中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加える。

第七条の見出し中「学校」を「学校等」に改め、同条中「学校（」を「学校等（」に、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」を「学校及び専修学校」に、「学校に」を「学校等に」に、「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者」に改める。

第一章中第八条の次に次の一条を加える。

（支援に関して講じた施策に係る公表等）

第八条の二　政府は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表するものとする。

2　地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関して講じた施策の実施の状況を適切な方法により随時公表するよう努めなければならない。

第二章の章名中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

第九条第一項中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加え、同条第二項中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加え、「次項並びに次条第二項及び第三項」を「以下この章」に改め、「。次条第三項において同じ」を削り、「でき

る」の下に「介護の業務に従事する者（次項及び第十条第二項において「介護従事者」という。）」を加え、同条第三項中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を、「看護師等」の下に「又は介護従事者」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（社会的養護に係る体制の拡充）

第九条の二　国及び地方公共団体は、社会的養護が必要な医療的ケア児及び重症心身障害児ができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十条第一項中「医療的ケア児に」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者に」に、「医療的ケア児が」を「それらの者が」に、「学校」を「学校等」に改め、同条第二項中「学校」を「学校等」に、「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者」に改め、「なくても」の下に「、授業に出席し、及び修学旅行その他学校等の行事に参加するために必要となる」を、「看護師等」の下に「又は介護従事者」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者が生涯にわたって学習する機会を確保するため、それらの者の生涯学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第十一条中「医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者の地域社会における自立を支援し、並びにそれらの家族の身体的及び精神的な負担を軽減するため、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が、個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者」に改め、「実施」の下に「、一時的に預かり必要な保護を行うサービス、夜間に居宅において提供される保健医療サービス又は福祉サービス、通学等の移動の支援、重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。）」を加え、「にするため」を「、福祉サービスを提供する事業所への看護師等の配置の促進その他の」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（切れ目ない医療の提供）

第十一条の二　国及び地方公共団体は、医療的ケア児及び重症心身障害児が十八歳に達した後も切れ目なく地域で必要な医療を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

（就労の支援）

第十一条の三　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の就労の希望の実現に向けて、それらの者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第二十七条第一項の規定による指定を受けた者をいう。）、医療的ケア児等支援センター（第十四条第一項に規定する医療的ケア児等支援センターをいう。）、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関等相互の連携を確保しつつ、在宅勤務その他の個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者の特性に応じた就労形態による適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援、医療的ケア児等及び重症心身障害者を雇用し又は雇用しようとする事業主に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、必要に応じ、医療的ケア児等及び重症心身障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校等において行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3　事業主は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、それらの者の個々の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

（住居の確保）

第十一条の四　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者がその希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が希望する期間入居できる共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

第十二条の見出し中「整備」の下に「等」を加え、同条中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児の」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者の」に、「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体」を「関係機関等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が孤独を覚えず又は孤立することのないよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関等の紹介その他の必要な情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十三条中「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体」を「関係機関等」に、「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に改める。

「第三章　医療的ケア児支援センター等」を「第三章　医療的ケア児等支援センター等」に改める。

第十四条の見出しを「（医療的ケア児等支援センター等）」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を「都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の長」に、「「医療的ケア児支援センター」を「この章及び第二十二条第一項において「医療的ケア児等支援センター」に、「、又は自ら」を「又は自ら」に改め、同項第一号中「医療的ケア児（十八歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。以下この条及び附則第二条第二項において同じ。）及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身

障害者（進行性の疾病その他の事由により医療的ケア児等又は重症心身障害者となることが相当程度見込まれる者を含む。第三号及び第三項並びに附則第二条第二項において同じ。）並びにそれらの」に改め、同項第二号中「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれ」を「関係機関等及び関係機関等の業務」に改め、「医療的ケア」の下に「その他の支援」を加え、同項第三号中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに」を「関係機関等及び関係機関等の業務」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　医療的ケア児等及び重症心身障害者に係る個別避難計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十四第一項に規定する個別避難計画をいう。）の作成について協力を行うこと。

五　災害時において市町村（特別区を含む。）と連携して医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対し必要な情報の提供を行うこと。

第十四条第三項中「都道府県知事」を「都道府県等の長」に、「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に、「、又は」を「又は」に、「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

第十五条中「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に改める。

第十六条第一項、第十七条及び第十八条中「都道府県知事」を「都道府県等の長」に、「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（医療的ケア児等支援地域協議会）

第十八条の二　都道府県等は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援の体制の整備を図るため、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族、学識経験者その他の関係者並びに関係機関等及び関係機関等の業務に従事する者（次項において「関係者等」という。）により構成される医療的ケア児等支援地域協議会（以下この条において「協議会」という。）を置くことができる。

2　協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

第十九条中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「学校」を「学校等」に改める。

第二十条中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児に」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者に」に改め、「ため」の下に「、適宜、当該支援に係る研修の実施方法の見直しその他の」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（医療的ケアの提供の在り方についての見直し）

第二十条の二　国は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の家族の負担の軽減に資するよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者に対する医療的ケアの提供の在り方について、適宜、見直しを行うものとする。

第二十一条中「地方公共団体は」の下に「、医療的ケア児等及び重症心身障害者の保育、教育、労働その他の日常生活及び社会生活を支援するため」を加え、「医療的ケア児の支援のために必要な調査研究」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者の日常生活及び社会生活の質の維持向上に資する技術の研究開発並びにそれらの成果の活用」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の数の把握、医療的ケア児等が医療的ケアを必要とする程度を判定するための基準の定期的な見直しその他の医療的ケア児等及び重症心身障害者の支援のために必要な調査研究が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（地域格差の是正のための検証等）

第二十二条　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差の是正を図るため、医療的ケア児等支援センターの組織及び運営体制並びに居住する地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者の意思を尊重した教育の実施その他各地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援の状況の検証を行うものとする。

2　国及び地方公共団体は、前項の検証の結果を踏まえ、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差を是正するため必要な措置を講ずるものとする。

附則第二条第二項中「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に改め、同条第三項中「医療的ケア児が」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が」に改め、「適切な医療的ケア」の下に「その他の支援」を加え、「医療的ケア児に」を「それらの者に」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の規定による指定を受けている医療的ケア児支援センターは、この法律による改正後の医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（以下「新法」という。）第十四条第一項の規定による指定を受けた医療的ケア児等支援センターとみなす。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

審査報告書

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月二十三日

国土交通委員長　辻元　清美

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び脱炭素化の促進を図るため、住宅市場に占める割合が特に大きい建築主等に建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の達成のための中長期計画の作成を義務付けるとともに、建築物通算炭素排出量評価の結果の建築主による届出の義務付け及び当該届出に係る勧告、建築物のエネルギー消費性能及び建築物通算炭素排出量評価の認証制度の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月四日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第二条）

第二章　基本方針等（第三条―第五条）

第三章　エネルギー消費性能の向上に係る措置

第一節　総則（第六条―第九条）

第二節　建築主の基準適合義務等（第十条―第二十条）

第三節　分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置（第二十一条―第二十三条）

第四節　請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置（第二十四条―第二十六条）

第五節　販売事業者等による建築物の販売等に係る措置（第二十七条・第二十八条）

第六節　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十九条―第三十五条）

第四章　登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第三十六条―第五十二条）

第二節　登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第五十三条―第五十九条）

第五章　建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第六十条―第六十四条）

第六章　建築物通算炭素排出量評価に係る措置等

第一節　総則（第六十四条の二・第六十四条の三）

第二節　建築物通算炭素排出量評価指針（第六十四条の四）

第三節　建築主に係る措置（第六十四条の五―第六十四条の八）

第四節　建築材料等製造等事業者に係る措置（第六十四条の九）

第七章　建築物環境性能の認証（第六十四条の十―第六十四条の十二）

第八章　登録建築物環境性能認証機関（第六十四条の十三―第六十四条の十八）

第九章　雑則（第六十四条の十九―第六十八条）

第十章　罰則（第六十九条―第七十六条）

附則

第一条中「増加している」を「増加し、かつ、建築物が建築生産等の各段階において環境に負荷を与える側面がある」に、「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。）」を「脱炭素化の促進」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等」を「建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、及び建築物通算炭素排出量評価その他の措置を講ずることにより、建築物の脱炭素化の促進を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二　建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。次条第一項第五号において同じ。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）の促進の取組は、自然災害による被害の発生の防止又は軽減その他の建築物の安全性、健康の増進その他の建築物の快適性その他の建築物に必要な性能を確保するとともに、建築物の取得又は賃借に当たっての国民の負担能力を考慮しつつ、長期にわたり良好な状態で使用することができる建築物の確保が図られ、かつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として行われなければならない。

2　建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進の取組は、建築物の建築が多様な主体により担われていることに鑑み、建築主（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）、建築物の設計又は施工を行う事業者、建築物の所有者、管理者、占有者又は利用者、建築材料等製造等事業者（建築材料又は建築設備（以下「建築材料等」という。）の製造、加工又は輸入（以下「製造等」という。）を行う事業者をいう。以下同じ。）その他の関係者が相互に連携を図ることにより、その取組の効果を一層高めることを旨として行われなければならない。

3　建築物の脱炭素化の促進のため、その設計及び施工に当たっては、建築物の建築が限りある資源を活用して行うものであるとともに、その解体に伴い多量の廃棄物が生ずるものであることに鑑み、建築物の解体により生じた廃棄物又は建築物に関する工事に伴い副次的に得られた物品の全部又は一部を部品又は原材料の一部として利用した建築材料等の利用その他の環境への負荷の低減が図られるよう配慮しなければならない。

第二条第一項第五号を同項第八号とし、同項第四号中「（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同項第七号とし、同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　建築物通算炭素排出量　建築生産等（建築物に使用され、又は設置される建築材料等の製造等並びに当該建築物の建築、修繕、模様替、使用、維持保全及び解体（その解体により生ずる廃棄物の廃棄を含む。）をいう。）の各段階において排出される炭素量（温室効果ガスその他これに類するものとして国土交通省令で定める物質の量を二酸化炭素に換算した量をいう。第六十四条の二第四項において同じ。）を通算した量をいう。

六　建築物通算炭素排出量評価　建築物通算炭素排出量を算定し、当該算定に係る建築物の環境への負荷について評価することをいう。

第二条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　建築　建築物の新築、増築又は改築をいう。

第三条第一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進」に改め、「この条、第三十条第一項第二号及び第六十条第一項において」を削り、同条第二項第一号から第三号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上等」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進」に改め、同項第五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第六十四条の四第一項に規定する建築物通算炭素排出量評価指針に関する基本的な事項

第三条第三項中「規定する基本方針」の下に「及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画」を加え、同条第四項中「経済産業大臣」を「関係行政機関の長」に改める。

第四条及び第五条中「建築物のエネルギー消費性能の向上等」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進」に改める。

第六条第一項中「（建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。）」を削り、「次章第一節」を「次節」に改める。

第九条中「製造、加工又は輸入」を「製造等」に改める。

第二十四条中「その一年間に新たに建設する」を「前年度に新たに建設した」に改め、「この項及び次条第一項において」を削り、「同項において」を「以下」に、「を同項」を「を次条第一項」に改める。

第二十五条第一項中「この条及び次条において」を削り、「次項及び同条において」を「以下」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（特別特定一戸建て住宅建設工事業者及び特別特定共同住宅等建設工事業者の指定）

第二十五条の二　国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建設工事業者のうち、前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数（次項及び第三項第二号において「基準戸数」という。）以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

2　特定一戸建て住宅建設工事業者は、前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その請負型一戸建て規格住宅の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定一戸建て住宅建設工事業者（次項及び第九項において「特別特定一戸建て住宅建設工事業者」という。）については、この限りでない。

3　特別特定一戸建て住宅建設工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一　請負型一戸建て規格住宅の新たな建設を行わなくなったとき。

二　前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数を下回った場合において、当該年度に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数が再び基準戸数以上となることがないと明らかに認められるとき。

4　国土交通大臣は、前項の申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

5　国土交通大臣は、特定共同住宅等建設工事業者のうち、前年度に新たに建設した請負型規格共同住宅等の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数（次項及び第七項第二号において「基準戸数」という。）以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

6　特定共同住宅等建設工事業者は、前年度に新たに建設した請負型規格共同住宅等の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その請負型規格共同住宅等の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定共同住宅等建設工事業者（次項及び第九項において「特別特定共同住宅等建設工事業者」という。）については、この限りでない。

7　特別特定共同住宅等建設工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第五項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一　請負型規格共同住宅等の新たな建設を行わなくなったとき。

二　前年度に新たに建設した請負型規格共同住宅等の戸数が基準戸数を下回った場合において、当該年度に新たに建設する請負型規格共

同住宅等の戸数が再び基準戸数以上となることがないと明らかに認められるとき。

8　国土交通大臣は、前項の申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第五項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

9　国土交通大臣は、第一項及び第五項の規定による指定並びに第四項及び前項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、特定一戸建て住宅建設工事業者等若しくは特別特定一戸建て住宅建設工事業者等（特別特定一戸建て住宅建設工事業者又は特別特定共同住宅等建設工事業者をいう。以下同じ。）に対し、その新たに建設した、若しくは建設しようとする請負型一戸建て規格住宅等の戸数に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建設工事業者等若しくは特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10　第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の判断の基準となるべき事項）

第二十五条の三　経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等がエネルギー消費性能の一層の向上に計画的に取り組むための建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の設定の目安及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の判断の基準となるべき事項を定めなければならない。

2　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、請負型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（中長期的な計画の作成）

第二十五条の四　特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、第二十五条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標及びその達成のために取り組む事項を定めた中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

（定期の報告）

第二十五条の五　特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、第二十五条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌々年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、前条の計画で定めた事項及びエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な措置に係る当該年度の前年度の取組状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

第二十六条の見出し中「特定一戸建て住宅建設工事業者等」の下に「及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等」を加え、同条第一項中「前条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　国土交通大臣は、第二項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建設工事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図ることが困難であると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「特定一戸建て住宅建設工事業者等」の下に「又は前項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建設工事業者等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等が第二十五条の四の規定により作成した計画の内容又は当該計画で定めた事項に係る取組状況が第二十五条の三第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、当該計画で定めた事項の見直し又は当該計画で定めた事項に係る取組状況の改善に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第三章第三節を同章第四節とする。

第二十一条中「その一年間に新築する」を「前年度に新築した」に改め、「この項及び次条第一項において」を削り、「同項において」を「以下」に改める。

第二十二条第一項中「この条及び次条において」を削り、「次項及び同条において」を「以下」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（特別特定一戸建て住宅建築主及び特別特定共同住宅等建築主の指定）

第二十二条の二　国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主のうち、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数（次項及び第三項第二号において「基準戸数」という。）以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

2　特定一戸建て住宅建築主は、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その分譲型一戸建て規格住宅の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定一戸建て住宅建築主（次項及び第九項において「特別特定一戸建て住宅建築主」という。）については、この限りでない。

3　特別特定一戸建て住宅建築主は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一　分譲型一戸建て規格住宅の新築を行わなくなったとき。

二　前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数を下回った場合において、当該年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数が再び基準戸数以上となることがないと明らかに認められるとき。

4　国土交通大臣は、前項の申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

5　国土交通大臣は、特定共同住宅等建築主のうち、前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数（次項及び第七項第二号において「基準戸数」という。）以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

6　特定共同住宅等建築主は、前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その分譲型規格共同住宅等の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定共同住宅等建築主（次項及び第九項において「特別特定共同住宅等建築主」という。）については、この限りでない。

7　特別特定共同住宅等建築主は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第五項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一　分譲型規格共同住宅等の新築を行わなくなったとき。

二　前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数が基準戸数を下回った場合において、当該年度に新築する分譲型規格共同住宅等の戸数が再び基準戸数以上となることがないと明らかに認められるとき。

8　国土交通大臣は、前項の申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第五項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

9　国土交通大臣は、第一項及び第五項の規定による指定並びに第四項及び前項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、特定一戸建て住宅建築主等若しくは特別特定一戸建て住宅建築主等（特別特定一戸建て住宅建築主又は特別特定共同住宅等建築主をいう。以下同じ。）に対し、その新築した、若しくは新築しようとする分譲型一戸建て規格住宅等の戸数に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建築主等若しくは特別特定一戸建て住宅建築主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10　第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（特別特定一戸建て住宅建築主等の判断の基準となるべき事項）

第二十二条の三　経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、特別特定一戸建て住宅建築主等がエネルギー消費性能の一層の向上に計画的に取り組むための建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の設定の目安及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、特別特定一戸建て住宅建築主等の判断の基準となるべき事項を定めなければならない。

2　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、特別特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、分譲型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（中長期的な計画の作成）

第二十二条の四　特別特定一戸建て住宅建築主等は、第二十二条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標及びその達成のために取り組む事項を定めた中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

（定期の報告）

第二十二条の五　特別特定一戸建て住宅建築主等は、第二十二条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌々年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、前条の計画で定めた事項及びエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な措置に係る当該年度の前年度の取組状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

第二十三条の見出し中「特定一戸建て住宅建築主等」の下に「及び特別特定一戸建て住宅建築主等」を加え、同条第一項中「前条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　国土交通大臣は、第二項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建築主等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図ることが困難であると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特別特定一戸建て住宅建築主等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「特定一戸建て住宅建築主等」の下に「又は前項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建築主等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、特別特定一戸建て住宅建築主等が第二十二条の四の規定により作成した計画の内容又は当該計画で定めた事項に係る取組状況が第二十二条の三第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別特定一戸建て住宅建築主等に対し、当該計画で定めた事項の見直し又は当該計画で定めた事項に係る取組状況

の改善に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第三章第二節を同章第三節とする。

第十二条第一項中「この条及び次条第二項において」を削る。

第十七条第一項中「（以下「評価」という。）」を削る。

第三章第一節を同章第二節とする。

第三章の章名を削り、第五条の次に次の章名及び節名を付する。

第三章　エネルギー消費性能の向上に係る措置

第一節　総則

第四章の章名を削り、第二十六条の次に次の節名を付する。

第五節　販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

第五章の章名を削り、第二十八条の次に次の節名を付する。

第六節　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

第三十条第一項第一号を次のように改める。

一　申請建築物が次のいずれかに該当するものであること。

イ　そのエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。次条及び第三十条の三第一項において同じ。）に適合するものであること。

ロ　次条第一項に規定する同等性の認定を受けたものであること。

第三十条第一項第四号中「のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する」を「が第一号イ又はロのいずれかに該当する」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（建築物エネルギー消費性能向上計画に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定）

第三十条の二　建築主は、第二十九条第一項の規定による認定の申請をしようとする場合において、当該申請に係る建築物が特殊の構造又は設備を用いるため建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させることが困難なものであるときは、国土交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定（以下「同等性の認定」という。）を申請することができる。

2　前項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、当該建築物について同等性の認定をすることができる。

（審査のための評価）

第三十条の三　国土交通大臣は、同等性の認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物の建築物エネルギー消費性能誘導基準への適合に関する評価であって、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が行うものに基づきこれを行うものとする。

2　前条第一項の規定による申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第二項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同等性の認定のための審査を行うものとする。

（手数料）

第三十条の四　第三十条の二第一項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第三十一条第一項中「前条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項中「前条」を「第三十条」に改める。

第三十五条第一項中「建築物エネルギー消費性能誘導基準」を「第三十条第一項第一号イ又はロのいずれか」に改める。

第三十八条第一項第二号中「この号及び第五十五条第一項第二号において」を削り、同号イ中「第五十五条第一項第二号イ」の下に「及び第六十四条の十五第一項第二号イ」を加え、同号ロ中「第五十五条第一項第二号ロ」の下に「及び第六十四条の十五第一項第二号ロ」を加える。

第五十三条第一項中「認定」の下に「及び同等性の認定」を、「評価」の下に「（以下この節及び第六十九条第二項において「評価」という。）」を加える。

第六章を第四章とし、第七章を第五章とし、同章の次に次の二章を加える。

第六章　建築物通算炭素排出量評価に係る措置等

第一節　総則

（建築物通算炭素排出量の削減に係る関係者の努力）

第六十四条の二　建築主は、その建築又は修繕若しくは模様替をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物通算炭素排出量の削減を図るよう努めなければならない。

2　建築士は、建築物の建築又は修繕若しくは模様替に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物の建築物通算炭素排出量の削減に資する事項について説明するよう努めなければならない。

3　建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者をいう。第六十四条の十第二項において同じ。）は、建築工事の請負契約の締結を行うときは、当該請負契約に係る建築物の建築物通算炭素排出量の削減に資する事項について説明するよう努めなければならない。

4　建築材料等製造等事業者は、その製造等を行う建築材料等について、炭素排出量原単位（建築材料等の製造等に伴って排出される当該建築材料等の単位数量当たりの炭素量をいう。以下同じ。）を表示するよう努めなければならない。

（建築物等に係る指導及び助言）

第六十四条の三　国土交通大臣は、建築物通算炭素排出量の削減のため特に必要があると認める

ときは、建築主等又は建築物の設計若しくは施工を行う事業者に対し、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

2　主務大臣は、建築物通算炭素排出量の削減のため特に必要があると認めるときは、建築材料等製造等事業者に対し、炭素排出量原単位の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

第二節　建築物通算炭素排出量評価指針

第六十四条の四　主務大臣は、基本方針に基づき、建築物通算炭素排出量評価の実施に関する指針（以下「建築物通算炭素排出量評価指針」という。）を定めるものとする。

2　建築物通算炭素排出量評価指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　建築物通算炭素排出量評価に係る建築物通算炭素排出量の算定及び評価の方法

二　建築物通算炭素排出量評価に係る建築主の判断の基準となるべき事項

三　炭素排出量原単位その他の建築物通算炭素排出量評価の実施のために必要な建築材料等に係る情報の収集及び整理の方針に関する事項

3　主務大臣は、建築物通算炭素排出量評価指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、建築物通算炭素排出量評価指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、建築物通算炭素排出量評価指針の変更について準用する。

第三節　建築主に係る措置

（設計時建築物通算炭素排出量評価の実施）

第六十四条の五　建築主は、建築物の建築（環境への負荷が少ないものを除く。）をしようとするときは、当該建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計段階における建築物通算炭素排出量評価（以下「設計時建築物通算炭素排出量評価」という。）を行うよう努めなければならない。

2　前項の建築物の設計の委託を受けた建築士は、同項の建築主に対し、当該建築物の設計に係る設計時建築物通算炭素排出量評価の実施に必要な事項の説明その他の協力を行うものとする。

（設計時建築物通算炭素排出量削減計画等の届出等）

第六十四条の六　建築主（国等の機関の長を除く。）は、次に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画（設計段階における建築物通算炭素排出量の削減のための建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）の構造方法及び当該建築物における建築材料等の使用又は設置に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を作成し、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画に係る建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、その工事に着手する日の十四日前までに、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならない。当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

一　建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の新築であって、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二　建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の増築又は改築であって、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

2　国土交通大臣は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る設計時建築物通算炭素排出量評価の結果の内容が、第六十四条の四第二項第二号に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出を受理した日から十四日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3　建築主は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る建築物が第六十四条の十第一項に規定する登録建築物環境性能認証機関が行った設計時建築物通算炭素排出量評価についての認証その他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを受けたものであるときは、国土交通省令で定めるところにより、その結果その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を提出することができる。この場合において、前二項の規定の適用については、第一項中「十四日前」とあるのは「三日以上十四日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、前項中「十四日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

第六十四条の七　国の機関の長は、次に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画に係る建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。次項において同じ。）をしようとするときも、同様とする。

一　建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の新築であって、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

2　都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の機関の長は、次に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、当該設計時建築物

通算炭素排出量削減計画に係る建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更をしようとするときも、同様とする。

一　建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の新築であって、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二　建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の増築又は改築であって、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

3　国土交通大臣は、前二項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る設計時建築物通算炭素排出量評価の結果の内容が、第六十四条の四第二項第二号に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、その必要な限度において、当該通知をした者に対し、当該建築物の建築物通算炭素排出量の削減のためとるべき措置について協議を求めることができる。

（適用除外）

第六十四条の八　この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一　建築に当たって使用する建築材料等の数量が少ないこと、高い開放性を有することその他の事由により建築物通算炭素排出量が著しく少ない建築物その他の設計時建築物通算炭素排出量評価の実施の必要性が乏しいものとして政令で定める建築物

二　法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物通算炭素排出量の削減が困難なものとして政令で定める建築物

三　仮設の建築物であって政令で定めるもの

第四節　建築材料等製造等事業者に係る措置

第六十四条の九　建築材料等製造等事業者は、その製造等を行う建築材料等について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い主務大臣が定める方法により炭素排出量原単位を算定したときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び当該炭素排出量原単位その他主務大臣が定める事項を当該建築材料等又はその広告その他の主務省令で定めるもの（次項及び第六項において「広告等」という。）に表示することができる。

2　何人も、前項に規定する場合を除くほか、建築材料等又はその広告等に、同項に規定する方法により算定した旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

3　主務大臣は、前項の規定に違反した者があるときは、その者に対し、表示の除去、表示方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4　主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5　主務大臣は、第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかった場合において、当該指示を受けた者が第二項の規定に違反する行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6　主務大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、建築材料等製造等事業者に対し、その表示に関し報告させ、又はその職員に、建築材料等製造等事業者の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、当該表示をしている建築材料等若しくはその広告等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7　第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

8　前各項に定めるもののほか、第一項の規定による表示に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章　建築物環境性能の認証

（建築物環境性能の認証の申請）

第六十四条の十　建築主等は、第六十四条の十三から第六十四条の十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物環境性能認証機関」という。）に対し、建築物環境性能（建築物のエネルギー消費性能又は設計時建築物通算炭素排出量評価若しくは建設された建築物について行う建築物通算炭素排出量評価において評価された環境への負荷の低減の程度をいう。以下同じ。）の認証（以下「認証」という。）を申請することができる。

2　認証を申請しようとする者は、当該認証を受けようとする建築物の設計を行った建築士又は建築工事を請け負った建設業者に対し、認証の申請に必要な当該建築物の建築物環境性能に係る情報の提供を求めることができる。

3　認証の申請の手続に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（認証書の交付）

第六十四条の十一　登録建築物環境性能認証機関は、認証の申請があった場合において、建築物環境性能について、建築物通算炭素排出量評価指針及び国土交通大臣の定める認証の基準に従って認証を行ったときは、国土交通省令で定める事項を記載し、国土交通省令で定める標章を付した認証書（次条において「建築物環境性能認証書」という。）を交付することができる。

（標章の表示等）

第六十四条の十二　建築物環境性能認証書の交付を受けた建築主等は、認証を受けた建築物若しくはその敷地、売買契約に係る契約書若しくはこれに添付する書類又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「建築物等」という。）にその建築物環境性能認証書に係る標章を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物等に建築物環境性能認証書に係る標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

第六十九条第一項中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同条第二項中「又は第五十七条第二項」を「、第五十七条第二項又は第六十四条の十八第二項」に、「又は評価の業務」を「、評価の業務又は認証の業務」に改める。

第七十一条中「第二十三条第三項、第二十六条第三項又は第二十八条第三項」を「第二十三条第四項若しくは第五項、第二十六条第四項若しくは第五項、第二十八条第三項又は第六十四条の九第五項」に改める。

第七十二条第一号中「第二十三条第四項、第二十六条第四項若しくは第二十八条第四項」を「第二十二条の二第九項、第二十三条第六項、第二十五条の二第九項、第二十六条第六項、第二十八条第四項若しくは第六十四条の九第六項」に改め、同条第二号中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二　第二十二条の二第二項若しくは第六項又は第二十五条の二第二項若しくは第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第二十二条の四又は第二十五条の四の規定に違反して提出をしなかったとき。

四　第二十二条の五又は第二十五条の五の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十三条各号中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同条に次の一号を加える。

四　第六十四条の十二第二項の規定に違反して、標章を付したとき。

第七十六条各号中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同条に次の一号を加える。

三　第六十四条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同項に規定する工事に着手した者

第九章を第十章とする。

第八章中第六十五条の前に次の一条を加える。

（主務大臣等）

第六十四条の十九　第六十四条の三第二項における主務大臣は、農林水産大臣又は経済産業大臣とする。

2　第六十四条の四第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

3　第六十四条の九第一項及び第三項から第六項までにおける主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

4　第六十四条の九第一項及び第八項における主務省令は、前項に定める主務大臣の発する命令とする。

第六十七条中「この法律に」を「この法律（第六十四条の九を除く。以下この条において同じ。）に」に改める。

第八章を第九章とし、同章の前に次の一章を加える。

第八章　登録建築物環境性能認証機関

（登録）

第六十四条の十三　第六十四条の十第一項の登録（以下この章において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める認証の区分（以下この章において「認証の区分」という。）ごとに認証の業務を行おうとする者の申請により行う。

2　第三十九条第一項及び第四十条の規定は登録について、第三十九条第二項及び第三項、第四十一条並びに第四十三条から第五十一条までの規定は登録建築物環境性能認証機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第六十四条の十五第二項第二号
第四十条第二項	第三十六条から第三十八条まで	第六十四条の十三第一項、第六十四条の十四及び第六十四条の十五
第四十一条第一項ただし書	第三十七条各号	第六十四条の十四各号
第四十三条	適合性判定員	第六十四条の十六の認証員
第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条第一項及び第二項	判定の業務	認証の業務
第四十五条	判定業務規程	認証業務規程
第四十八条	第三十八条第一項各号	第六十四条の十五第一項各号

（欠格条項）

第六十四条の十四　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　第三十七条第一号から第三号までに掲げる者

二　第六十四条の十八第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　心身の故障により認証の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

四　法人であって、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準等）

第六十四条の十五　国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　次条の認証員が認証を実施し、当該認証員の数が認証の区分ごとに国土交通省令で定める数以上であること。

二　登録申請者が、建築物関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

ハ　登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

三　認証の業務を適正に行うために認証の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四　債務超過の状態にないこと。

2　登録は、登録建築物環境性能認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一　登録年月日及び登録番号
二　登録建築物環境性能認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三　登録建築物環境性能認証機関が行う認証の区分
四　登録建築物環境性能認証機関が認証の業務を行う事務所の所在地
五　次条の認証員の氏名
六　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（認証員）

第六十四条の十六　登録建築物環境性能認証機関は、認証を行う認証の区分に応じ、建築物環境性能に関する専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから認証員を選任しなければならない。

（認証の区分等の掲示等）

第六十四条の十七　登録建築物環境性能認証機関は、国土交通省令で定めるところにより、認証を行う認証の区分その他国土交通省令で定める事項について、その事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（登録の取消し等）

第六十四条の十八　国土交通大臣は、登録建築物環境性能認証機関が第六十四条の十四第一号、第三号又は第四号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2　国土交通大臣は、登録建築物環境性能認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一　第六十四条の十三第二項において準用する第三十九条第二項、第四十一条第二項、第四十六条第一項、第四十七条又は第五十一条第一項の規定に違反したとき。
二　第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する第四十五条第一項又は第三項の規定による届出のあった認証業務規程によらないで認証の業務を行ったとき。
三　正当な理由がないのに第六十四条の十三第二項において準用する第四十六条第二項各号の請求を拒んだとき。
四　第六十四条の十三第二項において準用する第四十五条第四項、第四十八条又は第四十九条の規定による命令に違反したとき。
五　認証の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認証員若しくは法人にあってはその役員が、認証の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
六　不正な手段により登録を受けたとき。

3　第五十二条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による認証の業務の停止について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条並びに附則第四条及び第九条の規定　公布の日
二　第二十四条の改正規定、第二十五条第一項の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、第二十六条の改正規定、第二十一条の改正規定、第二十二条第一項の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、第二十三条の改正規定、第十七条第一項の改正規定、第三十条第一項の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、第三十一条の改正規定、第三十五条第一項の改正規定、第五十三条第一項の改正規定、第七十一条の改正規定、第七十二条第一号の改正規定及び同条第二号を同条第五号とし、同条第一号の次に三号を加える改正規定並びに附則第三条、第六条から第八条まで、第十二条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百五十五号の二㈠及び㈡の改正規定を除く。）及び第十三条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（基本方針に関する準備行為）

第二条　国土交通大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律（以下「新法」という。）第三条第六項において準用する同条第四項の規定の例により、同条第一項に規定する基本方針の変更の案について関係行政機関の長に協議することができる。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録に関する経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十七条第一項の登録を受けている者は、同号に掲げる規定による改正後の同法（以下「第二号新法」という。）第五十三条第一項に規定する評価の業務を行う者として第二号新法第十七条第一項の登録を受けたものとみなす。

（建築物通算炭素排出量評価指針に関する準備行為）

第四条　新法第六十四条の十九第二項に定める主務大臣は、施行日前においても、新法第六十四条の四の規定の例により、建築物通算炭素排出量評価指針（同条第一項に規定する建築物通算炭素排出量評価指針をいう。以下同じ。）を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、及び公表された建築物通算炭素排出量評価指針は、施行日において新法第六十四条の四第一項の規定により定められ、及び同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたものとみなす。

（建築主の届出等に関する経過措置）

第五条　新法第六十四条の六の規定は、施行日から起算して十四日を経過した日以後にその工事に着手する同条第一項各号に掲げる行為について適用する。

2　新法第六十四条の七の規定は、施行日から起算して十四日を経過した日以後にその工事に着手する同条第一項の国の機関の長が行う同項各号に掲げる行為又は同条第二項の都道府県若しくは建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の機関の長が行う同項各号に掲げる行為について適用する。

（登録建築物環境性能認証機関の登録に関する準備行為）

第六条　新法第六十四条の十第一項の登録を受け

ようとする者は、施行日前においても、新法第六十四条の十三第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があった場合には、施行日前においても、新法第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する新法第三十九条第一項並びに新法第六十四条の十四及び第六十四条の十五の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。この場合において、当該登録及び公示は、施行日以後は、新法第六十四条の十第一項の登録及び新法第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する新法第三十九条第一項の規定による公示とみなす。

（登録建築物環境性能認証機関の認証業務規程に関する準備行為）

第七条　前条第二項の規定により登録を受けた者は、施行日前においても、新法第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する新法第四十五条の規定の例により、同条第一項に規定する認証業務規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

（第二号新法第七十一条及び第七十二条第一号の規定の適用に関する経過措置）

第八条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）から施行日の前日までの間における第二号新法第七十一条及び第七十二条第一号の規定の適用については、第二号新法第七十一条中「、第二十八条第三項又は第六十四条の九第五項」とあるのは「又は第二十八条第三項」と、第二号新法第七十二条第一号中「、第二十八条第四項若しくは第六十四条の九第六項」とあるのは「若しくは第二十八条第四項」とする。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条まで及び附則第十三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（建築基準法及び独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に、「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に改める。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第三号

二　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第十一号

（登録免許税法の一部改正）

第十二条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十五号の二中「又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関」を「、登録建築物エネルギー消費性能評価機関又は登録建築物環境性能認証機関」に改め、同号㈠及び㈡中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改め、同号に次のように加える。

㈢　建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律第六十四条の十第一項（登録建築物環境性能認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　第二号施行日から施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第百五十五号の二㈢に掲げる登録に係る同法の規定の適用については、同号㈢中「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律第六十四条の十第一項（登録建築物環境性能認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）」とあるのは、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）附則第六条第二項（登録建築物環境性能認証機関の登録に関する準備行為）の登録」とする。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第十四条　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改める。

第五十四条第一項第一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律第二条第一項第四号」に改め、同条第八項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十五条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改める。

審査報告書

建築士法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月二十三日

国土交通委員長　辻元　清美

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、建築物の設計、工事監理等を担う優れた人材を継続的かつ安定的に確保すること及び設計等の業務に係る契約の適正化を図ることが重要であることに鑑み、一級建築士、二級建築士及び木造建築士の資格要件を緩和するとともに、設計受託契約又は工事監理受託契約についての書面の相互交付義務の対象を拡大する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

建築士法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和八年七月二十二日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

建築士法の一部を改正する法律

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「者」の下に「であつて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が定める機関に登録されたもの」を加え、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とする。

第三条第二項中「大規模の修繕」の下に「（建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）」を、「大規模の模様替」の下に「（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）」を加える。

第四条第二項第四号を次のように改める。

四　設計その他の国土交通省令で定める実務の経験（以下この号において単に「実務の経験」という。）を有する次のイ又はロに掲げる者であつて、その実務の経験の期間のうち二級建築士としての実務の経験の期間が二年以上であるもの

イ　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校（第四項第二号及び第十五条において「高等学校等」という。）において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後実務の経験を六年以上有するもの

ロ　実務の経験を八年以上有する者

第四条第四項第一号中「よる専門学校」の下に「（第十四条及び第十五条において「大学等」という。）」を加え、同項第二号中「学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校」を「高等学校等」に改め、同項第四号中「七年」を「四年」に改める。

第十四条第一号中「学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校」を「大学等」に、「同法」を「学校教育法」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　大学等に在学する者のうち、一級建築士試験が行われる日の属する年度の末日までに当該大学等を卒業する見込みがある者（同日までにその在学する学校教育法による専門職大学の前期課程を修了する見込みがある者を含む。）であつて、当該大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目の単位を修得しているもの

第十五条第一号中「学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校又は旧中等学校令による中等学校」を「大学等又は高等学校等」に、「同法」を「学校教育法」に改め、同条第三号中「七年」を「二年」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　大学等又は高等学校等に在学する者のうち、二級建築士試験が行われる日又は木造建築士試験が行われる日の属する年度の末日までに当該大学等又は高等学校等を卒業する見込みがある者（同日までにその在学する学校教育法による専門職大学の前期課程を修了する見込みがある者を含む。）であつて、当該大学等又は高等学校等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目の単位を修得しているもの

第二十二条の三の三の見出しを「（設計受託契約等の内容）」に改め、同条第一項中「延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る」を削り、「工事監理受託契約」の下に「（建築士が行う設計又は工事監理に係るものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二十二条の三の四中「準拠した」を「準拠し、及び第二十四条の十に規定する見積書の内容その他の当該設計受託契約又は工事監理受託契約に係る事情を考慮して、その設計又は工事監理の委託の内容に応じた適正な」に改める。

第二十四条の九の次に次の一条を加える。

（設計等の業務の見積り）

第二十四条の十　建築士事務所の開設者は、設計等の業務に係る契約を締結しようとするときは、報酬の算定の根拠を明らかにするための見積書を作成するよう努めなければならない。

第二十六条第二項第一号中「第四項」を「第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第五条の規定　公布の日

二　第二条の改正規定（同条第五項の改正規定を除く。）、第三条第二項の改正規定、第二十二条の三の三（見出しを含む。）の改正規定、第二十二条の三の四の改正規定、第二十四条の九の次に一条を加える改正規定及び第二十六条第二項第一号の改正規定並びに附則第四条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建築士法第二条第五項に規定する建築設備士である者は、この法律による改正後の建築士法（次条及び附則第四条において「新法」という。）第二条第五項に規定する国土交通大臣が定める機関に登録されていない場合においても、この法律の施行の日から起算して一年間に限り、同項に規定する建築設備士とみなす。

第三条　建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号。次項において「平成十八年改正法」という。）の施行の日前における建築に関する実務の経験（同項において「平成十八年改正前の実務の経験」という。）は、新法第四条第二項第四号に規定する実務の経験（次項において「新法の実務の経験」という。）とみなす。

2　平成十八年改正法の施行の日前に平成十八年改正法第一条の規定による改正前の建築士法第十五条第二号に規定する課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業しているものは、新法第四条第二項第四号イに規定する科目を修めて卒業した者とみなし、その者が有する当該課程を修めて卒業した後の平成十八年改正前の実務の経験は、当該科目を修めて卒業した後の新法の実務の経験とみなす。

第四条　新法第二十二条の三の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に締結される建築士法第二十二条の三の二に規定する設計受託契約又は工事監理受託契約（以下この条において「契約」という。）について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（建築士法の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「新法」を「建築士法」に、「第十四条第三号」を「第十四条第四号」に、「第十五条第二号」を「第十五条第三号」に改め、同条第七項中「新法」を「建築士法」に改め、「第四条第二項第四号に規定する」の下に「二級建築士としての」を加え、「第十五条第三号」を「第十五条第四号」に改める。

審査報告書

予防接種法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月二十三日

厚生労働委員長　小川　克巳

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における医薬品技術の高度化を踏まえ、単クローン抗体を有効成分として含有し、かつ、ワクチンと同程度にその効果が長期間にわたる医薬品を予防接種法に基づく予防接種に用いることができることとしようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、本法の施行後、速やかにＲＳウイルス感染症や、必要性に応じたその他の感染症に対する抗体製剤の定期接種化に向けた議論等を行うとともに、抗体製剤がこれまで予防接種に用いてきたワクチンとは異なる技術を用いた医薬品であることを踏まえ、接種の判断が適切になされるよう、抗体製剤の有効性及び安全性、作用機序その他の接種の判断に必要な情報を、国民に対しても分かりやすく迅速かつ的確に公表すること。

二、諸外国における予防接種施策を調査し、海外の状況や最新の科学的知見等に基づき、対象疾病や接種対象者の範囲及び疾病分類の在り方について適切に検討を行うこと。また、接種対象者の範囲と疾病分類の選択については、その判断根拠を国民に分かりやすく説明すること。

三、既に自治体において進められている予防接種記録のデジタル化を積極的に支援するとともに、予防接種データベースの情報を活用し、抗体製剤を含む予防接種の有効性及び安全性を継続的かつ安定的に評価できるような仕組みを構築すること。

四、予防接種法に基づく予防措置として抗体製剤が新たに位置付けられることを踏まえ、予防接種健康被害救済制度の対象となること及びその内容について、国民に対する分かりやすい情報提供を行うとともに、万が一健康被害が生じた場合に適切な救済が受けられる体制の確保及び被害者の実態把握と治療に向けた調査研究並びに制度に対する信頼の向上に努め、国民が安心して予防措置を選択できる環境整備を図ること。

五、予防接種法に基づく新たな予防措置の導入に当たっては、適切な疾病分類の検討を行うほか、地方公共団体の財政負担に配慮するとともに、地方交付税措置の対象とならない不交付団体についても、住民の接種機会に格差が生じることのないよう必要な措置を講ずること。

六、国民が必要に応じて遅滞なく定期接種を受けることができるよう、可能な限りワクチン等の供給不足を未然に防止し、安定供給を推進するとともに、供給不足が生じた場合には、接種期間の延長等も含め、速やかに適切な措置を講ずること。

右決議する。

予防接種法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月三十日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

予防接種法の一部を改正する法律案

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ワクチン」を「特定医薬品（次に掲げる医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。第二号において同じ。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　ワクチン

二　単クローン抗体を有効成分として含有し、かつ、ワクチンと同程度にその効果が長期間にわたる医薬品

第三条第二項第五号及び第四条第二項第四号中「ワクチン」を「特定医薬品」に改める。

第十三条第四項中「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に改め、「（昭和三十五年法律第百四十五号）」を削り、「ワクチンの」を「特定医薬品の」に改める。

第二十三条第三項中「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に改める。

第四十七条第二項中「ワクチン」を「特定医薬品」に改め、同条第五項中「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に改める。

第五十三条第一項中「ワクチンに」を「特定医薬品に」に、「ワクチンの」を「特定医薬品の」に、「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に、「ワクチンを」を「特定医薬品を」に改め、同条第二項中「ワクチン」を「特定医薬品」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

2　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第一項中「ワクチン」を「予防接種法第二条第一項に規定する特定医薬品」に改める。

審査報告書

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月二十四日

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員長　横沢　高徳

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大規模災害に備えて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針の策定その他基本となる事項を定め、及び副首都の指定等について定めるとともに、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部を設置すること等により、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進するものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

首都直下地震や南海トラフ地震など国難ともなり得る大規模災害の発生が切迫する中で、国家社会機能の継続性確保に向けた取組の重要性が一層高まっている。これまで政府が進めてきた多極分散型国土形成、国土強靱化、地方創生等の取組は、そうした課題にも資するものであるが、その実現は道半ばであり、相互の関連性や相乗効果なども含め、施策の実効性が確保されるように、常にその在り方を見直していくことが求められている。

そうした中、本法は新たに副首都及び首都中枢機能代替地域を整備しようとするものであり、これらに期待される機能が十分に発揮されるよう、政府は、国会のこれまでの議論を踏まえ、その施行に当たっては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、副首都の指定は、特定の道府県の指定を前提にしたものではなく、同時被災リスクに備える観点から、複数の道府県の指定を前提とした制度設計とすること。

二、副首都の指定に当たっては、指定に先立ち、副首都の指定に係る基本方針の策定に関する基本的考え方及び政令の基本的考え方を、法律の施行後に速やかに策定することとし、当該考え方に基づいて、道府県が副首都の指定の申出を行うこととすること。

三、副首都の指定に当たっては、恣意性を排除するため、客観的な基準を明確にすること。その際、首都直下地震のみならず、日本列島が直面する災害リスク（南海トラフ地震等）に幅広く備える観点から、専門的知見に基づき、複数選定される客観的基準を検討すること。

四、副首都の指定に当たっては、政府内の審議過程の透明性を確保すること。

五、副首都の整備及び国家社会機能継続性確保に関する財政上の措置については、我が国の政治、行政、司法、経済等の活動を持続可能なものとするための多重性・代替性の確保等に必要な整備を基本とするとともに、整備に当たっては、あらかじめ財政規模と財源を明確にし、他の地方公共団体の財源に影響を及ぼさない措置とすること。

六、大都市地域における特別区の設置についての住民投票期間と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙並びに、長の選挙に係る選挙期間とが重複しないように最大限調整する。

七、副首都の指定に当たっては、地方自治法に基づく諸規定に抵触することなく、整合性に留意し、制度設計を図ること。

右決議する。

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和八年七月十五日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　基本方針（第九条―第十一条）
第三章　基本的施策（第十二条―第十七条）
第四章　副首都の指定等（第十八条―第二十条）
第五章　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（第二十一条―第三十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害（以下単に「大規模災害」という。）に備えて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能の継続性が確保された国土の形成を図るための施策（以下「国家社会機能継続性確保施策」という。）に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針の策定その他基本となる事項を定め、及び副首都の指定等について定めるとともに、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部を設置すること等により、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び多極分散

型経済圏の形成を通じた我が国経済の成長に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「国家社会機能」とは、我が国の政治、行政、司法及び経済に関する機能その他の国家及び社会の重要な機能をいう。

2　この法律において「首都中枢機能」とは、東京圏（首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第二条第一項に規定する東京圏をいう。以下この条及び第十四条第二項において同じ。）における国家社会機能のうち中枢的なものをいう。

3　この法律において「首都中枢機能代替地域」とは、大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域（東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当する地域に限り、副首都の区域を除く。）をいう。

4　この法律において「副首都」とは、大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能をも担う道府県として、第十八条第一項の規定により指定された道府県をいう。

5　この法律において「多極分散型経済圏の形成」とは、人口及び経済に関する機能が特定の圏域に過度に集中することなく国土全体にわたり適正に配置され、それぞれの圏域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土を形成することをいう。

（基本理念）

第三条　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号。第十条において「国土強靱化基本法」という。）第九条第五号に規定する脆弱性評価（第二十二条第三項において単に「脆弱性評価」という。）その他の国家社会機能の継続性が確保された国土の形成の推進に関し必要な評価の結果を考慮して行われるものとする。

2　国家社会機能継続性確保施策の推進は、国家社会機能が特定の地域に過度に集中したことによる弊害を克服するため、国家社会機能の特定の地域への集積による効果にも留意しつつ、国土全体にわたって人口及び国家社会機能が分散的に配置されるように行われるものとする。

3　国家社会機能継続性確保施策の推進は、首都中枢機能代替地域における首都中枢機能の代替性の確保のために必要な機能の整備及び分散的な配置を通じて行われるものとする。

4　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、大規模災害が発生した場合における地方公共団体の業務及び民間事業者等の事業の継続について、地方公共団体及び民間事業者等が行う主体的かつ積極的な取組を尊重しつつ支援することを通じて行われるものとする。

5　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、大規模災害が発生した場合における我が国の政治、行政、司法、経済等の活動を持続可能なものとするため、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術をいう。第十二条において同じ。）その他の先端的な技術の活用を図りつつ、多重性及び代替性が確保された交通通信体系が整備された国土の形成を目指して行われるものとする。

6　副首都の整備に係る施策の推進は、副首都が首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能及び多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を果たすことにより我が国経済の成長に資することとなるよう、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。

一　副首都の区域内における産業競争力の強化、経済活動の拠点の形成等を図ること。

二　副首都の区域に係る交通網の整備その他の副首都の区域に係る都市の基盤の整備を図ること。

三　副首都の区域内における国の機関等（国の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十七条第一項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。第二十七条第一項において同じ。）をいう。以下同じ。）の拠点の整備その他の国の機関等の機能の強化を図ること。

四　副首都の区域を含む圏域を発展させるために必要な副首都と当該圏域内の他の地方公共団体との連携を図ること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国の関係行政機関は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、国が実施する副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に協力するよう努めなければならない。

（民間事業者等の責務）

第六条　民間事業者等は、基本理念に配意してその事業を行うとともに、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に協力するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第七条　国、地方公共団体、民間事業者等その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進に関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等及び国会に対する報告）

第八条　政府は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

2　政府は、毎年、国会に、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の実施の状況を報告しなければならない。

第二章　基本方針

（基本方針）

第九条　政府は、基本理念にのっとり、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基

本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の意義及び目標に関する事項

二　人口及び国家社会機能の分散的な配置に関する基本的な事項

三　首都中枢機能代替地域に関する基本的な事項で次に掲げるもの

イ　首都中枢機能代替地域が担うべき機能に関する事項

ロ　首都中枢機能代替地域における首都中枢機能の代替性の確保のために必要な機能の整備及び分散的な配置に関する事項

ハ　首都中枢機能代替地域がその機能を担うために必要な体制の整備の支援に関する事項

四　大規模災害が発生した場合における地方公共団体の業務の継続のために必要な体制の整備の支援に関する基本的な事項

五　民間の事業所等の国土全体にわたる分散的な配置の促進その他大規模災害が発生した場合における民間事業者等の事業の継続のために必要な体制の整備の支援に関する基本的な事項

六　相互に代替性のある交通手段の確保及び情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実に関する取組を通じた多重性及び代替性が確保された交通通信体系の整備に関する基本的な事項

七　副首都に関する基本的な事項で次に掲げるもの

イ　副首都が担うべき機能に関する事項

ロ　副首都の区域に係る都市の基盤の整備その他の副首都の整備に関する事項

ハ　副首都がその機能を担うために必要な体制の整備の支援に関する事項

二　副首都を中核とした多極分散型経済圏の形成に関し必要な副首都における経済基盤の強化に関する事項

八　第十八条第一項の規定により指定された副首都ごとの整備に関する基本的な事項

九　前各号に掲げるもののほか、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進のために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　政府は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、基本方針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（基本方針と国の他の計画との関係）

第十条　国土強靱化基本法第十条第一項に規定する国土強靱化基本計画その他の国の計画は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関しては、基本方針を基本とするものとする。

（基本方針に基づく施策の実施に関する勧告）

第十一条　内閣総理大臣は、基本方針に基づく施策の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

第三章　基本的施策

（人口及び国家社会機能の分散的配置）

第十二条　国及び地方公共団体は、国土全体にわたって人口及び国家社会機能が分散的に配置されるようにするため、人口及び国家社会機能が過度に集中した地域から他の各地域への移住等をしようとする者への情報の提供及び便宜の供与、地域における大学の振興、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、情報通信技術を活用した行政の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（首都中枢機能代替地域の機能の十分な発揮）

第十三条　国は、首都中枢機能代替地域がその機能を十分発揮することができるようにするため、首都中枢機能を代替する上で国の機関等に必要とされる機能の整備、官民データ（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第一項に規定する官民データをいう。）の円滑な流通の確保を図るために必要な基盤の整備、民間の事業所等の首都中枢機能代替地域への移転等に係る投資を促進するために必要な税制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体の業務及び民間事業者等の事業の継続）

第十四条　国及び地方公共団体は、大規模災害が発生し、地方公共団体が当該大規模災害により被害を受けた場合であっても、当該地方公共団体の業務を処理するために利用できる資源が限られている状況において優先的に処理すべき業務を継続して処理することができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、東京圏において大規模災害が発生し、民間事業者等が当該大規模災害により被害を受けた場合であっても、その事業を継続して行うことができるようにするため、民間の事業所等の国土全体にわたる分散的な配置の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（交通通信体系の機能の低下の抑制及びその迅速な回復）

第十五条　国及び地方公共団体は、大規模災害が発生した場合における交通通信体系の機能の低下の抑制及びその迅速な回復を図るため、交通の機能の速やかな復旧を図るための関係者相互間の連携の確保、災害時において一時に多数の者の避難のための移動が生じ得ることを踏まえた交通手段の整備、高度情報通信ネットワークの利用のための基盤の整備その他の交通通信体系の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体等に対する支援）

第十六条　国は、地方公共団体その他の者が行う副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第十七条　国は、広報活動等を通じて副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

第四章　副首都の指定等

（副首都の指定）

第十八条　内閣総理大臣は、第二条第三項の要件及び次に掲げる要件のいずれにも該当する地域

を含む道府県について、副首都として指定するものとする。

一　行政に係る首都中枢機能を代替する機能を十分発揮するため、国の行政機構の立地の状況について政令で定める要件を備えていること。

二　多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を十分発揮するため、人口及び経済の集積の状況について政令で定める要件を備えていること。

三　副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えていること。

2　前項の規定による指定（以下この条及び第二十条第三項において単に「指定」という。）は、道府県からの申出に基づいて行うものとする。この場合において、当該申出をしようとする道府県は、あらかじめ、当該道府県の議会の議決を経なければならない。

3　内閣総理大臣は、指定の処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報で告示しなければならない。

4　指定の処分は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5　内閣総理大臣は、第二項の申出をした道府県について、指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨を当該道府県に通知しなければならない。

6　内閣総理大臣は、指定に係る地域が第二条第三項の要件及び第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該指定に係る副首都の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。この場合においては、第三項及び第四項の規定を準用する。

7　前各項に定めるもののほか、指定及びその解除に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（副首都の機能の十分な発揮）

第十九条　国は、副首都がその機能を十分発揮することができるようにするため、第十三条に規定する施策を副首都について講ずるほか、首都中枢機能の代替のための国の機関等の拠点の整備、交通施設の整備及び都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進に必要な施策を講ずるとともに、必要な規制緩和の推進、民間投資を促進するために必要な税制上の措置、民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用等に必要な施策を講ずるものとする。

（副首都整備方針）

第二十条　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都ごとに、基本方針に即して、当該副首都の総合的かつ計画的な整備に関する方針（以下この条及び第二十二条第一項第四号において「副首都整備方針」という。）を定めなければならない。

2　副首都整備方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　副首都の整備の目標

二　副首都の区域内における産業競争力の強化、経済活動の拠点の形成等を通じた我が国経済の成長に関する事項

三　副首都の区域に係る交通網の整備その他の副首都の区域に係る都市の基盤の整備に関する事項

四　副首都の区域内における国の機関等の拠点の整備その他の国の機関等の機能の強化に関する事項

五　副首都の区域を含む圏域を発展させるために必要な副首都と当該圏域内の他の地方公共団体との連携に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、副首都の整備に関し必要な事項

3　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を作成しようとするときは、あらかじめ、当該副首都整備方針に係る副首都（当該副首都整備方針に係る道府県でまだ指定の処分の効力が生じていないものを含む。以下この項において同じ。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。この場合において、当該副首都の長は、当該副首都整備方針の案の内容となるべき事項を申し出ようとするときは、当該副首都に係る地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。）その他当該副首都の整備に関係する計画を考慮するものとする。

4　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を作成しようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

5　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、副首都及び関係地方公共団体に送付しなければならない。

6　前三項の規定は、副首都整備方針の変更について準用する。

第五章　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部

（設置）

第二十一条　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基本方針の案の作成及び基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

二　基本方針に基づく施策の実施状況の総合的な検証に関すること。

三　関係行政機関が基本方針に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。

四　副首都整備方針の作成及び副首都整備方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2　本部は、基本方針の案を作成しようとするときは、必要に応じて、都道府県、市町村及び学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

3　本部は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価その他の国家社会機能の継続性が確保された国土の形成の推進に関し必要な評価の結果を考慮して、基本方針の案を作成しなければならない。

4　前二項の規定は、基本方針の変更の案の作成について準用する。

（組織）

第二十三条　本部は、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進副本部長及び国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部員をもって組織する。

（国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長）

第二十四条　本部の長は、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

２　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進副本部長）

第二十五条　本部に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

２　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部員）

第二十六条　本部に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

２　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第二十七条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務局）

第二十八条　本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

２　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

３　事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

（主任の大臣）

第二十九条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（次条及び附則第三条第一項において「施行日」という。）から施行する。

（基本方針の策定時期）

第二条　基本方針は、施行日から一年以内に定めるものとする。

（集中的な推進等）

第三条　政府は、施行日から令和十三年三月三十一日までの間（次項において「集中推進期間」という。）、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を集中的に推進するものとする。

２　政府は、集中推進期間が経過した場合において、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策について、集中推進期間におけるその実施状況の検証を行い、その結果を国会に報告するとともに、引き続き講じようとする副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に十分に反映させなければならない。

（国会及び裁判所に係る首都中枢機能の代替性の確保の在り方についての検討等）

第四条　国会及び裁判所に係る首都中枢機能の代替性の確保の在り方については、この法律の趣旨及び内容、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、国会及び裁判所において、それぞれ検討が行われるものとする。

２　政府は、前項の規定による検討の結果を基本方針に適切に反映させるものとする。

（本部についての検討）

第五条　本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

第六条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の七の次に次の一号を加える。

三の八　国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第　　号）第十八条第一項に規定する副首都の指定に関すること。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部改正）

第七条　大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「手続」の下に「、特別区を設ける道府県の名称を変更するための手続」を加える。

第二条第三項中「第十二条及び第十三条」を「第十三条及び第十四条」に改める。

第十四条を第十五条とする。

第十三条中「同一道府県」の下に「（第十一条第一項の規定による処分によりその名称が変更されたものを含む。以下同じ。）」を加え、同条を第十四条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「（特別区を包括する道府県における特別区の設置の特例）」を付する。

第十一条第一項中「一の道府県」の下に「（前条第一項の規定による処分によりその名称が変更されたものを含む。以下同じ。）」を加え、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（特別区包括副首都の名称変更の特例）

第十一条　地方自治法第三条第二項の規定にかかわらず、特別区を包括する道府県であって副首都（国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第　　号）第二条第四項に規定する副首都をいう。）であるもの（以下この条において「特別区包括副首都」という。）の名称の変更（道府県を都とする変更に限る。）は、当該特別区包括副首都の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

２　前項の申請については、特別区包括副首都の議会の議決を経なければならない。

３　第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

４　第一項の規定による処分があったときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

５　第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

6　第九条第一項の規定により行われた処分に係る道府県であって、副首都の指定（国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律第十八条第一項の規定による指定をいう。）の処分を受けたもののうち、これらの処分の一方又は双方の効力が生じていないものは、特別区包括副首都とみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、前項中「生ずる」とあるのは、「生ずる。ただし、第九条第一項の規定による処分及び次項に規定する副首都の指定の処分が効力を生ずるまでの間は、その効力を生じない」とする。

審査報告書

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案

右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月二十四日

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員長　横沢　高徳

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特別区の設置についての住民投票の重要性等に鑑み、当該住民投票に係る住民投票期間と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙及び長の選挙に係る選挙期間とが重複しないようにするための措置を講じようとするものであるが、適切な措置と認められない。

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

令和八年七月十五日

発議者　奥村　祥大　　平戸　航太
　　石川　博崇　　秋野　公造

賛成者　足立　康史　　礒﨑　哲史
　　伊藤　孝恵　　伊藤　辰夫
　　上田　清司　　牛田　茉友
　　江原くみ子　　かごしま彰宏
　　川合　孝典　　小林さやか
　　後藤　斎　　榛葉賀津也
　　田村　まみ　　竹詰　仁
　　堂込麻紀子　　庭田　幸恵
　　芳賀　道也　　浜口　誠
　　浜野　喜史　　原田　秀一
　　舟山　康江　　水野　孝一
　　山田　吉彦　　伊藤　孝江
　　上田　勇　　川村　雄大
　　窪田　哲也　　佐々木雅文
　　里見　隆治　　下野　六太
　　杉　久武　　高橋　光男
　　竹内　真二　　竹谷とし子
　　谷合　正明　　司　隆史
　　西田　実仁　　原田大二郎
　　平木　大作　　三浦　信祐
　　宮崎　勝　　横山　信一

参議院議長　関口　昌一殿

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「選挙」の下に「（特定選挙を除く。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「（昭和二十五年法律第百号）」を削り、同項を同条第八項とし、同条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定による投票の期日の告示の日から当該期日までの期間（以下この項において「住民投票期間」という。）と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙及び長の選挙（次項及び第九項において「特定選挙」という。）の期日の告示の日から当該期日までの期間（以下この項において「選挙期間」という。）とは、重複してはならないものとし、この場合における前項の投票を行うべき期間及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定により選挙を行うべき期間についての特例その他住民投票期間と選挙期間とが重複しないようにするために必要な事項は、政令で定める。

3　前項の政令は、特定選挙が公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間内に必ず行われ、かつ、第一項の規定による投票ができる限り同項の投票を行うべき期間内に行われるよう定めるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

2　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書（法務委員会）

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

令和八年七月二十四日

法務委員長　伊藤　孝江

参議院議長　関口　昌一殿

（別紙）

一、採択すべきもの（三一件）

内閣に送付するを要するもの

法務局、更生保護官署、出入国在留管理庁及び少年院・少年鑑別所の増員に関する請願（一〇件）

第一九三四号、第二〇八二号、第二一六八号、第二一六九号、第二一七〇号、第二一七一号、第二一七二号、第二一七三号、第二一七四号、第二七〇八号

裁判所の人的・物的充実に関する請願（二一件）

第二〇八三号、第二〇八四号、第二一二三号、第二一二四号、第二一七五号、第二一七六号、第二一七七号、第二一七八号、第二一七九号、第二一八〇号、第二一八一号、第二一八二号、第二一九一号、第二二九二号、第二三八九号、第二三九〇号、第二五五五号、第二六一二号、第二六九二号、第二七〇九号、第二七四六号

審査報告書（厚生労働委員会）（請願審査報告第一号）

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

令和八年七月二十四日

厚生労働委員長　小川　克巳

参議院議長　関口　昌一殿

（別紙）

一、採択すべきもの（二二五件）

内閣に送付するを要するもの

パーキンソン病の原因究明と根治治療法の確立などに関する請願（三六件）

第九〇号、第三九七号、第五九三号、第六三一号、第六四三号、第六五〇号、第六五一号、第六七一号、第七三六号、第七三七号、第七三八号、第七三九号、第七五六号、第七五七号、第七五八号、第七五九号、第七九三号、第七九四号、第八二七号、第八六一号、第八六二号、第八六三号、第八六四号、第八六五号、第八六六号、第八六七号、第八六八号、第九〇八号、第一〇二八号、第一一二九号、第一二六三号、第一二九号、第二一〇八号、第二三〇〇号、第二五六七号、第二七四七号

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（六九件）

第五五〇号、第五五一号、第五五二号、第五五三号、第五五四号、第五五五号、第五五六号、第五五七号、第五五八号、第五五九号、第五六〇号、第五六一号、第五六三号、第五六四号、第五七九号、第五八〇号、第五八一号、第五八二号、第五八三号、第五八四号、第五八五号、第五八六号、第五八七号、第五八八号、第五九四号、第五九五号、第五九六号、第六一八号、第六一九号、第六二〇号、第六二一号、第六二二号、第六二三号、第六三二号、第六三三号、第六三四号、第六三五号、第六三六号、第六三七号、第六三八号、第六四六号、第六四七号、第六四八号、第六四九号、第六五八号、第六五九号、第六六五号、第六六六号、第六六七号、第六八八号、第六九五号、第七二六号、第七九五号、第八三五号、第八七七号、第九〇九号、第一二二三号、第一四二六号、第一四七一号、第一六三〇号、第二〇五九号、第二一五二号、第二五五八号、第二七七号、第二六六四号、第二七二〇号、第二七二一号、第二七四八号

社会福祉施設職員等退職共済制度に関する請願

第六三九号

国立病院の機能強化に関する請願（三〇件）

第八九二号、第八九三号、第九一三号、第九一四号、第九一五号、第九一六号、第九一七号、第九一八号、第九三七号、第九三八号、第九五三号、第九五四号、第九六七号、第九六八号、第九六九号、第九八二号、第一〇三八号、第一〇三九号、第一一七四号、第一二二四号、第一四二八号、第一五三〇号、第一五八五号、第一八三〇号、第二〇六〇号、第二二〇〇号、第二五一四号、第二六一九号、第二六二九号、第二六六六号

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願（五六件）

第一一三四号、第一一三五号、第一一三六号、第一一三八号、第一一三九号、第一一四〇号、第一一四一号、第一一四二号、第一一四三号、第一一四四号、第一一七六号、第一一七七号、第一一七八号、第一一七九号、第一一八〇号、第一一八一号、第一一八二号、第一一八三号、第一一九一号、第一一九二号、第一二三七号、第一二七八号、第一二八〇号、第一三三六号、第一三三七号、第一四〇五号、第一四四九号、第一四五〇号、第一四五一号、第一四五二号、第一四五八号、第一四五九号、第一四七八号、第一五三一号、第一五八六号、第一九一二号、第二〇三七号、第二一五四号、第二二〇一号、第二三五九号、第二五一六号、第二五七九号、第二五八〇号、第二六三〇号、第二六三一号、第二六六八号、第二七二二号、第二七三八号

ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援とＢ型肝炎ウイルスを排除する薬剤の開発に関する請願（一一件）

第一三四〇号、第一三四一号、第一三四二号、第一三四三号、第一三四四号、第一三四五号、第一三九八号、第一四三七号、第一四三八号、第一四三九号、第一五三三号、第二四六〇号

現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願（一二件）

第一五三六号、第一五三七号、第一五九二号、第一五九三号、第一五九六号、第一六五七号、第一七二一号、第一七四〇号、第一八三五号、第二〇三八号、第二〇六七号、第二一三四号、第二一三五号、第二一六三号、第二一六〇号、第二二〇八号、第二二〇二号、第二五六一号、第二五九三号、第二五九四号、第二六七五号、第二七五四号

審査報告書（国土交通委員会）（請願審査報告第一号）

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

令和八年七月二十四日

国土交通委員長　辻元　清美

参議院議長　関口　昌一殿

（別紙）

一、採択すべきもの（四五件）

内閣に送付するを要するもの

てんかんのある人とその家族の生活を支える交通に関する請願（四五件）

第一五五四号、第一五五五号、第一五五六号、第一五五七号、第一五五八号、第一五五九号、第一五六〇号、第一五六一号、第一五六二号、第一五六三号、第一五六四号、第一五六五号、第一五六六号、第一五六七号、第一六〇五号、第一六〇六号、第一六〇七号、第一六〇八号、第一六〇九号、第一六一〇号、第一六七二号、第一六七三号、第一六七四号、第一六七五号、第一六七六号、第一六七七号、第一七三三号、第一七三四号、第一七三五号、第一七三六号、第一八一六号、第一八四三号、第一八四四号、第一九七〇号、第一九七一号、第二〇七三号、第二〇七四号、第二一一九号、第二一四〇号、第二一六五号、第二一六六号、第二三〇九号、第二五二九号、第二六八五号、第二六八六号

投票者氏名

日程第一　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二二七名

青木　一彦君　赤松　健君　浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　阿達　雅志君　有村　治子君　生稲　晃子君　石井　準一君　石井　浩郎君　石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　井上　義行君　猪口　邦子君　今井絵理子君　岩本　剛人君　いんどう周作君　上野　通子君　臼井　正一君　江島　潔君　大家　敏志君　岡田　直樹君　小川　克巳君　越智　俊之君　小野田紀美君　梶原　大介君　加田　裕之君　片山さつき君　加藤　明良君　かまやち敏君　神谷　政幸君　北村　経夫君　木村　義雄君　見坂　茂範君　上月　良祐君　古賀友一郎君　古庄　玄知君　小林　一大君　小林孝一郎君　こやり隆史君　酒井　庸行君　櫻井　充君　佐藤　啓君　自見はなこ君　清水　真人君　進藤金日子君　末松　信介君　鈴木　大地君　鈴木　宗男君　高橋はるみ君　滝波　宏文君　鶴保　庸介君　出川　桃子君　寺田　静君　友納　理緒君　永井　学君　中曽根弘文君　中西　祐介君　西田　昌司君　西田　英範君　野上浩太郎君　野村　哲郎君　橋本　聖子君　長谷川　岳君　長谷川英晴君　馬場　成志君　東野　秀樹君　福岡　資麿君　福山　守君　藤井　一博君　藤川　政人君　藤木　眞也君　船橋　利実君　古川　俊治君　星　北斗君　堀井　巌君　本田　顕子君　舞立　昇治君　牧野たかお君　松川　るい君　松下　新平君　松村　祥史君　松山　政司君　三原じゅん子君　宮沢　洋一君　宮本　和宏君　宮本　周司君　森　まさこ君　山下　雄平君　山田　太郎君　山田　宏君　山谷えり子君　山本　啓介君　山本佐知子君　山本　順三君　吉井　章君　若井　敦子君　若林　洋平君　脇　雅昭君　渡辺　猛之君　青木　愛君　石橋　通宏君　泉　房穂君　打越さく良君　小沢　雅仁君　鬼木　誠君　勝部　賢志君　岸　真紀子君　木戸口英司君　熊谷　裕人君　郡山りょう君　古賀　千景君　古賀　之士君　小島とも子君　小西　洋之君　斎藤　嘉隆君　塩村あやか君　柴　愼一君　杉尾　秀哉君　高木　真理君　田名部匡代君　辻元　清美君　徳永　エリ君　長浜　博行君　羽田　次郎君　広田　一君　福士　珠美君　牧山ひろえ君　三上　えり君　水岡　俊一君　村田　享子君　森　ゆうこ君　森本　真治君　山内佳菜子君　横沢　高徳君　吉川　沙織君　吉田　忠智君　蓮　舫君　足立　康史君　礒﨑　哲史君　伊藤　孝恵君　伊藤　辰夫君　上田　清司君　牛田　茉友君　江原くみ子君　奥村　祥大君　かごしま彰宏君　川合　孝典君　後藤　斎君　小林さやか君　榛葉賀津也君　竹詰　仁君　田村　まみ君　堂込麻紀子君　庭田　幸恵君　芳賀　道也君　浜口　誠君　浜野　喜史君　原田　秀一君　平戸　航太君　舟山　康江君　水野　孝一君　山田　吉彦君　秋野　公造君　石川　博崇君　伊藤　孝江君　上田　勇君　川村　雄大君　窪田　哲也君　佐々木雅文君　里見　隆治君　下野　六太君　杉　久武君　高橋　光男君　竹内　真二君　竹谷とし子君　谷合　正明君　司　隆史君　西田　実仁君　原田大二郎君　平木　大作君　三浦　信祐君　宮崎　勝君　横山　信一君　青島　健太君　浅田　均君　石井　苗子君　石井めぐみ君　猪瀬　直樹君　上野ほたる君　岡崎　太君　嘉田由紀子君　片山　大介君　金子　道仁君　串田　誠一君　佐々木りえ君　柴田　巧君　石　平君　高木かおり君　中条きよし君　新実　彰平君　松沢　成文君　松野　明美君　安達　悠司君　安藤　裕君　岩本　麻奈君　梅村みずほ君　大津　力君　神谷　宗幣君　後藤　翔太君　櫻井　祥子君　塩入　清香君　杉本　純子君　中田　優子君　初鹿野裕樹君　松田　学君　宮出　千慧君　山中　泉君　北村　晴男君　百田　尚樹君　安野　貴博君　尾辻　朋実君　齊藤健一郎君　ながえ孝子君　平山佐知子君　福山　哲郎君　望月　良男君

反対者氏名　一六名

岩渕　友君　吉良よし子君　小池　晃君　白川　容子君　大門実紀史君　仁比　聡平君　山添　拓君　伊勢崎賢治君　大島九州男君　奥田ふみよ君　木村　英子君　天畠　大輔君　伊波　洋一君　高良　沙哉君　福島みずほ君　ラサール石井君

日程第二　医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二四四名

青木　一彦君　赤松　健君　浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　阿達　雅志君　有村　治子君　生稲　晃子君　石井　準一君　石井　浩郎君　石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　井上　義行君　猪口　邦子君　今井絵理子君　岩本　剛人君　いんどう周作君　上野　通子君　臼井　正一君　江島　潔君　大家　敏志君　岡田　直樹君　小川　克巳君　越智　俊之君　小野田紀美君　梶原　大介君　加田　裕之君　片山さつき君　加藤　明良君　かまやち敏君　神谷　政幸君　北村　経夫君　木村　義雄君　見坂　茂範君　上月　良祐君　古賀友一郎君　古庄　玄知君　小林　一大君　小林孝一郎君　こやり隆史君　酒井　庸行君　櫻井　充君　佐藤　啓君　自見はなこ君　清水　真人君　進藤金日子君　末松　信介君　鈴木　大地君　鈴木　宗男君　高橋はるみ君　滝波　宏文君　鶴保　庸介君　出川　桃子君　寺田　静君　友納　理緒君　永井　学君　中西　祐介君　西田　昌司君　西田　英範君　野上浩太郎君　野村　哲郎君　橋本　聖子君　長谷川　岳君　長谷川英晴君　馬場　成志君　東野　秀樹君　福岡　資麿君　福山　守君　藤井　一博君　藤川　政人君　藤木　眞也君　船橋　利実君　古川　俊治君　星　北斗君　堀井　巌君　本田　顕子君　舞立　昇治君　牧野たかお君　松川　るい君　松下　新平君　松村　祥史君　松山　政司君　三原じゅん子君　宮沢　洋一君　宮本　和宏君　宮本　周司君　森　まさこ君　山下　雄平君　山田　太郎君　山田　宏君　山谷えり子君　山本　啓介君　山本佐知子君　山本　順三君　吉井　章君　若井　敦子君　若林　洋平君　脇　雅昭君　渡辺　猛之君　青木　愛君　石垣のりこ君　石橋　通宏君　泉　房穂君　打越さく良君　小沢　雅仁君　鬼木　誠君　勝部　賢志君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君　古賀　千景君　小島とも子君　斎藤　嘉隆君　柴　愼一君　高木　真理君　田島麻衣子君　田名部匡代君　辻元　清美君　徳永　エリ君　長浜　博行君　羽田　次郎君　広田　一君　福士　珠美君　牧山ひろえ君　三上　えり君　水岡　俊一君　村田　享子君　森　ゆうこ君　森本　真治君　山内佳菜子君　横沢　高徳君　吉川　沙織君　吉田　忠智君　蓮　舫君　礒﨑　哲史君　足立　康史君　伊藤　孝恵君　上田　清司君　伊藤　辰夫君　江原くみ子君　牛田　茉友君　かごしま彰宏君　奥村　祥大君　後藤　斎君　川合　孝典君　榛葉賀津也君　小林さやか君　田村　まみ君　竹詰　仁君　庭田　幸恵君　堂込麻紀子君　浜口　誠君　芳賀　道也君　原田　秀一君　浜野　喜史君　舟山　康江君　平戸　航太君　山田　吉彦君　水野　孝一君　石川　博崇君　秋野　公造君　上田　勇君　伊藤　孝江君　窪田　哲也君　川村　雄大君　里見　隆治君　佐々木雅文君　下野　六太君　杉　久武君　高橋　光男君　竹内　真二君　竹谷とし子君　谷合　正明君　司　隆史君　西田　実仁君　原田大二郎君　平木　大作君　三浦　信祐君　宮崎　勝君　横山　信一君　青島　健太君　浅田　均君　石井　苗子君　石井めぐみ君　猪瀬　直樹君　上野ほたる君　岡崎　太君　嘉田由紀子君　片山　大介君　金子　道仁君　串田　誠一君　佐々木りえ君　柴田　巧君　石　平君　高木かおり君　中条きよし君　新実　彰平君　松沢　成文君　松野　明美君　安達　悠司君　安藤　裕君　岩本　麻奈君　梅村みずほ君　大津　力君　神谷　宗幣君　後藤　翔太君　櫻井　祥子君　塩入　清香君　杉本　純子君　中田　優子君　初鹿野裕樹君　松田　学君　宮出　千慧君　山中　泉君　岩渕　友君　吉良よし子君　小池　晃君　白川　容子君　大門実紀史君　仁比　聡平君　山添　拓君　伊勢崎賢治君　大島九州男君　奥田ふみよ君　木村　英子君　天畠　大輔君　北村　晴男君　百田　尚樹君　伊波　洋一君　高良　沙哉君　安野　貴博君　尾辻　朋実君　福島みずほ君　ラサール石井君　齊藤健一郎君　ながえ孝子君　平山佐知子君　福山　哲郎君　望月　良男君

反対者氏名　〇名

日程第三　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二八名

青木　一彦君　赤松　健君　浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　阿達　雅志君　有村　治子君　生稲　晃子君　石井　準一君　石井　浩郎君　石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　井上　義行君　猪口　邦子君　今井絵理子君　岩本　剛人君　いんどう周作君　上野　通子君　臼井　正一君　江島　潔君　大家　敏志君　岡田　直樹君　小川　克巳君　越智　俊之君　小野田紀美君　梶原　大介君　加田　裕之君　片山さつき君　加藤　明良君　かまやち敏君　神谷　政幸君　北村　経夫君　木村　義雄君　見坂　茂範君　上月　良祐君　古賀友一郎君　古庄　玄知君　小林　一大君　小林孝一郎君　こやり隆史君　酒井　庸行君　櫻井　充君　佐藤　啓君　自見はなこ君　清水　真人君　進藤金日子君　末松　信介君　鈴木　大地君　鈴木　宗男君　高橋はるみ君　滝波　宏文君　鶴保　庸介君　寺田　静君　出川　桃子君　友納　理緒君　永井　学君　中曽根弘文君　中西　祐介君　西田　昌司君　西田　英範君　野上浩太郎君　野村　哲郎君　橋本　聖子君　長谷川　岳君　長谷川英晴君　馬場　成志君　東野　秀樹君　福岡　資麿君　福山　守君　藤井　一博君　藤川　政人君　藤木　眞也君　船橋　利実君　古川　俊治君　星　北斗君　堀井　巌君　本田　顕子君　舞立　昇治君　牧野たかお君　松川　るい君　松下　新平君　松村　祥史君　松山　政司君　三原じゅん子君　宮沢　洋一君　宮本　和宏君　宮本　周司君　森　まさこ君　山下　雄平君　山田　太郎君　山田　宏君　山谷えり子君　山本　啓介君　山本佐知子君　山本　順三君　吉井　章君　若井　敦子君　若林　洋平君　脇　雅昭君　渡辺　猛之君　石垣のりこ君　石橋　通宏君　泉　房穂君　打越さく良君　鬼木　誠君　小沢　雅仁君　勝部　賢志君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君　古賀　千景君　小島とも子君　古賀　之士君　小西　洋之君　斎藤　嘉隆君　柴　愼一君　高木　真理君　田島麻衣子君　田名部匡代君　辻元　清美君　徳永　エリ君　長浜　博行君　羽田　次郎君　広田　一君　福士　珠美君　牧山ひろえ君　三上　えり君　水岡　俊一君　村田　享子君　森　ゆうこ君　森本　真治君　山内佳菜子君　横沢　高徳君　吉川　沙織君　吉田　忠智君　蓮　舫君　足立　康史君　礒﨑　哲史君　伊藤　孝恵君　上田　清司君　伊藤　辰夫君　江原くみ子君　牛田　茉友君　かごしま彰宏君　奥村　祥大君　後藤　斎君　川合　孝典君　榛葉賀津也君　小林さやか君　田村　まみ君　竹詰　仁君　庭田　幸恵君　堂込麻紀子君　浜口　誠君　芳賀　道也君　原田　秀一君　浜野　喜史君　舟山　康江君　平戸　航太君　山田　吉彦君　水野　孝一君　石川　博崇君　秋野　公造君　上田　勇君　伊藤　孝江君　窪田　哲也君　川村　雄大君　里見　隆治君　佐々木雅文君　杉　久武君　下野　六太君　竹内　真二君　高橋　光男君　谷合　正明君　竹谷とし子君　西田　実仁君　司　隆史君　平木　大作君　原田大二郎君　宮崎　勝君　三浦　信祐君

反対者氏名　一六名

安達　悠司君　安藤　裕君　岩本　麻奈君　梅村みずほ君　大津　力君　神谷　宗幣君　後藤　翔太君　櫻井　祥子君　塩入　清香君　杉本　純子君　中田　優子君　初鹿野裕樹君　松田　学君　宮出　千慧君　山中　泉君　北村　晴男君　横山　信一君　青島　健太君　浅田　均君　石井　苗子君　石井めぐみ君　猪瀬　直樹君　上野ほたる君　岡崎　太君　嘉田由紀子君　片山　大介君　金子　道仁君　串田　誠一君　佐々木りえ君　柴田　巧君　石　平君　高木かおり君　中条きよし君　新実　彰平君　松沢　成文君　松野　明美君　岩渕　友君　吉良よし子君　小池　晃君　白川　容子君　大門実紀史君　仁比　聡平君　山添　拓君　伊勢崎賢治君　大島九州男君　奥田ふみよ君　木村　英子君　天畠　大輔君　百田　尚樹君　伊波　洋一君　高良　沙哉君　安野　貴博君　尾辻　朋実君　福島みずほ君　ラサール石井君　齊藤健一郎君　ながえ孝子君　平山佐知子君　福山　哲郎君　望月　良男君

日程第四　建築士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二四三名

青木　一彦君　赤松　健君　浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　阿達　雅志君　有村　治子君　生稲　晃子君　石井準一君　石井　浩郎君　石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　井上　義行君　猪口　邦子君　今井絵理子君　岩本　剛人君　いんどう周作君　上野　通子君　臼井　正一君　江島　潔君　大家　敏志君　岡田　直樹君　小川　克巳君　越智　俊之君　小野田紀美君　梶原　大介君　加田　裕之君　加藤　明良君　片山さつき君　神谷　政幸君　かまやち敏君　木村　義雄君　北村　経夫君　上月　良祐君　見坂　茂範君　古庄　玄知君　古賀友一郎君　小林　一大君　小林孝一郎君　こやり隆史君　酒井　庸行君　櫻井　充君　佐藤　啓君　自見はなこ君　清水　真人君　進藤金日子君　末松　信介君　鈴木　大地君　鈴木　宗男君　高橋はるみ君　滝波　宏文君　鶴保　庸介君　出川　桃子君　寺田　静君　友納　理緒君　永井　学君　中曽根弘文君　中西　祐介君　西田　昌司君　西田　英範君　野上浩太郎君　野村　哲郎君　橋本　聖子君　長谷川　岳君　長谷川英晴君　馬場　成志君　東野　秀樹君　福岡　資麿君　福山　守君　藤井　一博君　藤川　政人君　藤木　眞也君　船橋　利実君　古川　俊治君　星　北斗君　堀井　巌君　本田　顕子君　舞立　昇治君　牧野たかお君　松川　るい君　松下　新平君　松村　祥史君　松山　政司君　三原じゅん子君　宮沢　洋一君　宮本　和宏君　宮本　周司君　森　まさこ君　山下　雄平君　山田　太郎君　山田　宏君　山谷えり子君　山本　啓介君　山本佐知子君　山本　順三君　吉井　章君　若井　敦子君　若林　洋平君　脇　雅昭君　渡辺　猛之君　青木　愛君　石垣のりこ君　石橋　通宏君　泉　房穂君　打越さく良君　小沢　雅仁君　鬼木　誠君　勝部　賢志君　岸　真紀子君　木戸口英司君　熊谷　裕人君　郡山りょう君　古賀　千景君　古賀　之士君　小島とも子君　小西　洋之君　斎藤　嘉隆君　塩村あやか君　柴　愼一君　杉尾　秀哉君　高木　真理君　田島麻衣子君　田名部匡代君　辻元　清美君　徳永　エリ君　長浜　博行君　羽田　次郎君　広田　一君　福士　珠美君　牧山ひろえ君　三上　えり君　水岡　俊一君　村田　享子君　森　ゆうこ君　森本　真治君　山内佳菜子君　横沢　高徳君　吉川　沙織君　吉田　忠智君　蓮　舫君　礒﨑　哲史君　伊藤　孝恵君　上田　清司君　江原くみ子君　かごしま彰宏君　後藤　斎君　榛葉賀津也君　田村　まみ君　庭田　幸恵君　浜口　誠君　原田　秀一君　舟山　康江君　山田　吉彦君　石川　博崇君　上田　勇君　窪田　哲也君　里見　隆治君　杉　久武君　竹内　真二君　谷合　正明君　西田　実仁君　平木　大作君　宮崎　勝君　青島　健太君　浅田　均君　石井　苗子君　石井めぐみ君　猪瀬　直樹君　上野ほたる君　岡崎　太君　嘉田由紀子君　片山　大介君　金子　道仁君　串田　誠一君　佐々木りえ君　柴田　巧君　石　平君　中条きよし君　高木かおり君　新実　彰平君　松沢　成文君　松野　明美君　安達　悠司君　安藤　裕君　岩本　麻奈君　梅村みずほ君　大津　力君　後藤　翔太君　櫻井　祥子君　塩入　清香君　杉本　純子君　中田　優子君　初鹿野裕樹君　松田　学君　宮出　千慧君　山中　泉君　岩渕　友君　吉良よし子君　小池　晃君　白川　容子君　大門実紀史君　仁比　聡平君　山添　拓君　伊勢崎賢治君　大島九州男君　奥田ふみよ君　木村　英子君　天畠　大輔君　北村　晴男君　百田　尚樹君　伊波　洋一君　高良　沙哉君　安野　貴博君　尾辻　朋実君　福島みずほ君　ラサール石井君　齊藤健一郎君　ながえ孝子君　平山佐知子君　福山　哲郎君　望月　良男君

反対者氏名　〇名

日程第五　予防接種法の一部を改正する法律案
（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二四名

青木　一彦君　浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　有村　治子君　石井　準一君　石田　昌宏君　井上　義行君　今井絵理子君　いんどう周作君　臼井　正一君　大家　敏志君　小川　克巳君　小野田紀美君　加田　裕之君　加藤　明良君　神谷　政幸君　木村　義雄君　上月　良祐君　古庄　玄知君　小林　一大君　小林孝一郎君　酒井　庸行君　佐藤　啓君　清水　真人君　末松　信介君　鈴木　宗男君　滝波　宏文君　出川　桃子君　友納　理緒君　中曽根弘文君　西田　昌司君　赤松　健君　朝日健太郎君　有村　治子君　石井　準一君　石田　昌宏君　井上　義行君　今井絵理子君　いんどう周作君　臼井　正一君　大家　敏志君　小川　克巳君　小野田紀美君　加田　裕之君　神谷　政幸君　木村　義雄君　上月　良祐君　古庄　玄知君　小林孝一郎君　酒井　庸行君　佐藤　啓君　清水　真人君　末松　信介君　鈴木　宗男君　滝波　宏文君　出川　桃子君　友納　理緒君　中曽根弘文君　西田　昌司君　西田　英範君　野村　哲郎君　長谷川　岳君　馬場　成志君　福岡　資麿君　藤井　一博君　藤木　眞也君　古川　俊治君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　三原じゅん子君　宮本　和宏君　森　まさこ君　山田　太郎君　山谷えり子君　山本佐知子君　吉井　章君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　石垣のりこ君　泉　房穂君　小沢　雅仁君　勝部　賢志君　木戸口英司君　郡山りょう君　古賀　之士君　小西　洋之君　塩村あやか君　杉尾　秀哉君　田島麻衣子君　野上浩太郎君　橋本　聖子君　長谷川英晴君　東野　秀樹君　福山　守君　藤川　政人君　船橋　利実君　星　北斗君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　宮沢　洋一君　宮本　周司君　山下　雄平君　山田　宏君　山本　啓介君　山本　順三君　若井　敦子君　脇　雅昭君　青木　愛君　石橋　通宏君　打越さく良君　鬼木　誠君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君　古賀　千景君　小島とも子君　斎藤　嘉隆君　柴　愼一君　高木　真理君　田名部匡代君　辻元　清美君　長浜　博行君　広田　一君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　森　ゆうこ君　山内佳菜子君　吉川　沙織君　蓮　舫君　礒﨑　哲史君　伊藤　辰夫君　牛田　茉友君　奥村　祥大君　川合　孝典君　小林さやか君　竹詰　仁君　堂込麻紀子君　芳賀　道也君　浜野　喜史君　平戸　航太君　水野　孝一君　秋野　公造君　伊藤　孝江君　川村　雄大君　佐々木雅文君　下野　六太君　高橋　光男君　竹谷とし子君　司　隆史君　原田大二郎君　三浦　信祐君　横山　信一君　徳永　エリ君　羽田　次郎君　福士　珠美君　三上　えり君　村田　享子君　森本　真治君　横沢　高徳君　吉田　忠智君　足立　康史君　伊藤　孝恵君　上田　清司君　江原くみ子君　かごしま彰宏君　後藤　斎君　榛葉賀津也君　田村　まみ君　庭田　幸恵君　浜口　誠君　原田　秀一君　舟山　康江君　山田　吉彦君　石川　博崇君　上田　勇君　窪田　哲也君　里見　隆治君　杉　久武君　竹内　真二君　谷合　正明君　西田　実仁君　平木　大作君　宮崎　勝君　青島　健太君　浅田　均君　石井めぐみ君　上野ほたる君　金子　道仁君　佐々木りえ君　石　平君　中条きよし君　松沢　成文君　岩渕　友君　小池　晃君　大門実紀史君　山添　拓君　百田　尚樹君　高良　沙哉君　尾辻　朋実君　ラサール石井君　ながえ孝子君　福山　哲郎君　石井　苗子君　猪瀬　直樹君　岡崎　太君　片山　大介君　串田　誠一君　柴田　巧君　高木かおり君　新実　彰平君　松野　明美君　吉良よし子君　白川　容子君　仁比　聡平君　北村　晴男君　伊波　洋一君　安野　貴博君　福島みずほ君　齊藤健一郎君　平山佐知子君　望月　良男君

反対者氏名　二〇名

安達　悠司君　岩本　麻奈君　大津　力君　後藤　翔太君　塩入　清香君　中田　優子君　松田　学君　山中　泉君　大島九州男君　木村　英子君　安藤　裕君　梅村みずほ君　神谷　宗幣君　櫻井　祥子君　杉本　純子君　初鹿野裕樹君　宮出　千慧君　伊勢崎賢治君　奥田ふみよ君　天畠　大輔君

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名

一二三名

青木　一彦君　赤松　健君　浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　阿達　雅志君　有村　治子君　生稲　晃子君　石井　準一君　石井　浩郎君　石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　井上　義行君　猪口　邦子君　今井絵理子君　岩本　剛人君　いんどう周作君　上野　通子君　臼井　正一君　江島　潔君　大家　敏志君　岡田　直樹君　小川　克巳君　越智　俊之君　小野田紀美君　梶原　大介君　加田　裕之君　片山さつき君　加藤　明良君　かまやち敏君　神谷　政幸君　北村　経夫君　木村　義雄君　見坂　茂範君　上月　良祐君　古賀友一郎君　古庄　玄知君　小林　一大君　小林孝一郎君　こやり隆史君　酒井　庸行君　櫻井　充君　佐藤　啓君　自見はなこ君　清水　真人君　進藤金日子君　末松　信介君　鈴木　大地君　鈴木　宗男君　高橋はるみ君　滝波　宏文君　鶴保　庸介君　出川　桃子君　寺田　静君　友納　理緒君　永井　学君　中曽根弘文君　中西　祐介君　西田　昌司君　西田　英範君　野上浩太郎君　野村　哲郎君　長谷川　岳君　馬場　成志君　福岡　資麿君　藤井　一博君　藤木　眞也君　古川　俊治君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　三原じゅん子君　宮本　和宏君　森　まさこ君　山田　太郎君　山谷えり子君　山本佐知子君　吉井　章君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　浅田　均君　石井めぐみ君　上野ほたる君　嘉田由紀子君　金子　道仁君　佐々木りえ君　石　平君　中条きよし君　松沢　成文君　安野　貴博君　齊藤健一郎君　望月　良男君　橋本　聖子君　長谷川英晴君　東野　秀樹君　福山　守君　藤川　政人君　船橋　利実君　星　北斗君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　宮沢　洋一君　宮本　周司君　山下　雄平君　山田　宏君　山本　啓介君　山本　順三君　若井　敦子君　脇　雅昭君　青島　健太君　石井　苗子君　猪瀬　直樹君　岡崎　太君　片山　大介君　串田　誠一君　柴田　巧君　高木かおり君　新実　彰平君　松野　明美君　尾辻　朋実君　平山佐知子君

反対者氏名

一二一名

青木　愛君　石橋　通宏君　打越さく良君　鬼木　誠君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君　古賀　千景君　小島とも子君　斎藤　嘉隆君　柴　愼一君　高木　真理君　田名部匡代君　徳永　エリ君　羽田　次郎君　福士　珠美君　三上　えり君　村田　亨子君　森本　真治君　横沢　高徳君　吉田　忠智君　足立　康史君　伊藤　孝恵君　上田　清司君　江原くみ子君　かごしま彰宏君　後藤　斎君　榛葉賀津也君　田村　まみ君　庭田　幸恵君　浜口　誠君　原田　秀一君　石垣のりこ君　泉　房穂君　小沢　雅仁君　勝部　賢志君　木戸口英司君　郡山りょう君　古賀　之士君　小西　洋之君　塩村あやか君　杉尾　秀哉君　田島麻衣子君　辻元　清美君　長浜　博行君　広田　一君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　森　ゆうこ君　山内佳菜子君　吉川　沙織君　蓮　舫君　礒﨑　哲史君　伊藤　辰夫君　牛田　茉友君　奥村　祥大君　川合　孝典君　小林さやか君　竹詰　仁君　堂込麻紀子君　芳賀　道也君　浜野　喜史君　平戸　航太君　舟山　康江君　山田　吉彦君　石川　博崇君　上田　勇君　窪田　哲也君　里見　隆治君　杉　久武君　竹内　真二君　谷合　正明君　西田　実仁君　平木　大作君　宮崎　勝君　安達　悠司君　岩本　麻奈君　大津　力君　後藤　翔太君　塩入　清香君　中田　優子君　松田　学君　山中　泉君　吉良よし子君　白川　容子君　仁比　聡平君　伊勢崎賢治君　奥田ふみよ君　天畠　大輔君　百田　尚樹君　高良　沙哉君　ラサール石井君　福山　哲郎君　水野　孝一君　秋野　公造君　伊藤　孝江君　川村　雄大君　佐々木雅文君　下野　六太君　高橋　光男君　竹谷とし子君　司　隆史君　原田大二郎君　三浦　信祐君　横山　信一君　安藤　裕君　梅村みずほ君　神谷　宗幣君　櫻井　祥子君　杉本　純子君　初鹿野裕樹君　宮出　千慧君　岩渕　友君　小池　晃君　大門実紀史君　山添　拓君　大島九州男君　木村　英子君　北村　晴男君　伊波　洋一君　福島みずほ君　ながえ孝子君

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（奥村祥大君外三名発議）

賛成者氏名　一一七名

青木　愛君　石垣のりこ君
石橋　通宏君　泉　房穂君
打越さく良君　小沢　雅仁君
鬼木　誠君　勝部　賢志君
岸　真紀子君　木戸口英司君
熊谷　裕人君　郡山りょう君
古賀　千景君　古賀　之士君
小島とも子君　小西　洋之君
斎藤　嘉隆君　塩村あやか君
柴　慎一君　杉尾　秀哉君
高木　真理君　田島麻衣子君
田名部匡代君　辻元　清美君
徳永　エリ君　長浜　博行君
羽田　次郎君　広田　一君
福士　珠美君　牧山ひろえ君
三上　えり君　水岡　俊一君
村田　享子君　森　ゆうこ君
森本　真治君　山内佳菜子君
横沢　高徳君　吉川　沙織君
吉田　忠智君　蓮　舫君
足立　康史君　礒﨑　哲史君
伊藤　孝恵君　伊藤　辰夫君
上田　清司君　牛田　茉友君
江原くみ子君　奥村　祥大君
かごしま彰宏君　川合　孝典君
後藤　斎君　小林さやか君
榛葉賀津也君　竹詰　仁君
田村　まみ君　堂込麻紀子君
庭田　幸恵君　浜口　誠君
原田　秀一君　舟山　康江君
山田　吉彦君　石川　博崇君
上田　勇君　窪田　哲也君
里見　隆治君　杉　久武君
竹内　真二君　谷合　正明君
西田　実仁君　平木　大作君
宮崎　勝君　安達　悠司君
岩本　麻奈君　大津　力君
後藤　翔太君　塩入　清香君
中田　優子君　松田　学君
山中　泉君　吉良よし子君
白川　容子君　仁比　聡平君
伊勢崎賢治君　百田　尚樹君
高良　沙哉君　ラサール石井君
福山　哲郎君　芳賀　道也君
浜野　喜史君　平戸　航太君
水野　孝一君　秋野　公造君
伊藤　孝江君　川村　雄大君
佐々木雅文君　下野　六太君
高橋　光男君　竹谷とし子君
司　隆史君　三浦　信祐君
横山　信一君　安藤　裕君
神谷　宗幣君　櫻井　祥子君
杉本　純子君　初鹿野裕樹君
宮出　千慧君　岩渕　友君
小池　晃君　大門実紀史君
山添　拓君　北村　晴男君
伊波　洋一君　福島みずほ君
ながえ孝子君

反対者氏名　一二七名

青木　一彦君　赤松　健君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君
阿達　雅志君　有村　治子君
生稲　晃子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君
猪口　邦子君　今井絵理子君
岩本　剛人君　いんどう周作君
上野　通子君　臼井　正一君
江島　潔君　大家　敏志君
岡田　直樹君　小川　克巳君
越智　俊之君　小野田紀美君
梶原　大介君　加田　裕之君
片山さつき君　加藤　明良君
かまやち敏君　神谷　政幸君
北村　経夫君　木村　義雄君
見坂　茂範君　上月　良祐君
古賀友一郎君　古庄　玄知君
小林　一大君　小林孝一郎君
こやり隆史君　酒井　庸行君
櫻井　充君　佐藤　啓君
自見はなこ君　清水　真人君
進藤金日子君　末松　信介君
鈴木　大地君　鈴木　宗男君
高橋はるみ君　滝波　宏文君
鶴保　庸介君　出川　桃子君
寺田　静君　友納　理緒君
永井　学君　中曽根弘文君
中西　祐介君　西田　昌司君
西田　英範君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　橋本　聖子君
長谷川　岳君　長谷川英晴君
馬場　成志君　福岡　資麿君
藤井　一博君　藤木　眞也君
古川　俊治君　堀井　巌君
舞立　昇治君　松川　るい君
松村　祥史君　三原じゅん子君
宮本　和宏君　森　まさこ君
山下　雄平君　山田　太郎君
山谷えり子君　山本　啓介君
山本佐知子君　山本　順三君
吉井　章君　若林　洋平君
渡辺　猛之君　浅田　均君
石井めぐみ君　上野ほたる君
嘉田由紀子君　金子　道仁君
佐々木りえ君　石　平君
中条きよし君　松沢　成文君
大島九州男君　木村　英子君
安野　貴博君　齊藤健一郎君
望月　良男君　東野　秀樹君
福山　守君　藤川　政人君
船橋　利実君　星　北斗君
本田　顕子君　牧野たかお君
松下　新平君　松山　政司君
宮沢　洋一君　宮本　周司君
山下　雄平君　山田　宏君
山本　啓介君　山本　順三君
若井　敦子君　脇　雅昭君
青島　健太君　石井　苗子君
猪瀬　直樹君　岡崎　太君
片山　大介君　串田　誠一君
柴田　巧君　高木かおり君
新実　彰平君　松野　明美君
奥田ふみよ君　天畠　大輔君
尾辻　朋実君　平山佐知子君

令和八年七月二十四日　参議院会議録第三十一号　投票者氏名

陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ上の問題を有する製品の流通防止等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月七日

石垣のりこ

参議院議長　関口　昌一殿

陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ上の問題を有する製品の流通防止等に関する質問主意書

小泉進次郎防衛大臣は令和八年六月二十六日の記者会見において、陸上自衛隊中部方面総監部が保有するＵＳＢメモリ（以下「本件ＵＳＢメモリ」という。）にマルウェアが含まれていることを検知した事例があったことを明らかにした。本件ＵＳＢメモリと同一ロットの製品又は同様の危険性を有する製品が市場流通していた場合、地方公共団体、民間企業及び一般消費者にも情報漏えい等のサイバーセキュリティ上の被害が及ぶ可能性がある。

独立行政法人国民生活センターは令和七年七月二日、容量が偽装された外部電磁的記録媒体に関する商品テストの結果を公表し、消費者への注意喚起を行った。また、経済産業省は、製品事故の未然防止等の観点から市場流通する製品を調査する機能を有している。近年、物理的な安全性に加え、サイバーセキュリティ上の安全性も重要となっている。消費者が安心して製品を購入し利用できる環境を確保するために、サイバーセキュリティ上の問題を有する製品に係る実態把握、情報提供及び注意喚起等の適切な措置を講ずることが求められると考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　政府は、本件ＵＳＢメモリの製造事業者、販売事業者及び流通経路を把握しているか示されたい。把握している場合、その概要を示されたい。

二　本件ＵＳＢメモリと同一ロットの製品又は同様の危険性を有する製品について、政府は市場流通を確認しているか示されたい。確認している場合、その結果を示されたい。確認していない場合、その理由を示されたい。

三　外部電磁的記録媒体等におけるサイバーセキュリティ上の問題の有無を確認するため、消費者庁、独立行政法人国民生活センター及び経済産業省等の政府機関が連携し、必要な実態調査を実施する考えはあるか示されたい。

四　政府は、外部電磁的記録媒体等にサイバーセキュリティ上の問題が確認された場合に備え、政府機関相互の情報共有・連携、消費者への情報提供・注意喚起及び関係事業者との情報共有を迅速に実施する体制を整備する考えはあるか示されたい。

五　政府は、外部電磁的記録媒体等にサイバーセキュリティ上の問題を確認した場合、被害の拡大を防止する観点から、流通実態の把握、消費者への情報提供・注意喚起及び関係事業者による回収等の必要な措置を講ずる制度が必要と考えるか示されたい。また、現行制度で十分対応できない場合、新たな制度整備を検討する考えはあるか示されたい。

右質問する。

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ上の問題を有する製品の流通防止等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ上の問題を有する製品の流通防止等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「事例」に係る「ＵＳＢメモリ」の製造及び流通に関与した事業者について網羅的に把握することは事実上困難であることから、お尋ねについては把握していないが、当該「ＵＳＢメモリ」には、中国に所在する企業の名称が記載されていた。なお、防衛省陸上自衛隊中部方面総監部が当該「ＵＳＢメモリ」を取得した経緯については、現在、同省において調査を行っているところである。

二について

お尋ねの「本件ＵＳＢメモリと同一ロットの製品」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、御指摘の「事例」に係る「ＵＳＢメモリ」と同型の製品の製造及び流通に関与した事業者について網羅的に把握し、当該製品の流通に関する状況について確認することは事実上困難であることから、お尋ねの「市場流通」については確認していない。また、お尋ねの「同様の危険性を有する製品」については、その意味するところが明らかではないため、当該製品の「市場流通を確認しているか」否かについてお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「政府機関」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、消費者庁、経済産業省及び独立行政法人国民生活センターにおいては、現時点において、御指摘のような「実態調査」を実施することは考えていない。

四について

御指摘の「政府機関」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、内閣官房において、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」（平成二十八年八月三十一日サイバーセキュリティ戦略本部決定、令和七年六月二十七日一部改定）第二条第一項第一号に規定する国の行政機関（以下「府省庁等」という。）に対するサイバー攻撃、御指摘の「外部電磁的記録媒体等」に関する「サイバーセキュリティ上の問題」等を把握した際に、個別の事情に応じて必要と判断する場合には、関係する府省庁等及び事業者との速やかな情報共有並びに国民に対する情報提供を行う体制を構築している。

五について

お尋ねの「被害の拡大を防止する」ために「必要な措置」は、御指摘の「外部電磁的記録媒体等」の種類、「サイバーセキュリティ上の問題」の態様等により様々であることから、お尋ねの「制度が必要と考えるか」及び「現行制度で十分対応できない」か否かについて、一概にお答えすることは困難である。

陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ対策等の必要性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月七日

石垣のりこ

参議院議長　関口　昌一殿

陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ対策等の必要性に関する質問主意書

小泉進次郎防衛大臣は令和八年六月二十六日の記者会見において、陸上自衛隊中部方面総監部が保有するＵＳＢメモリにマルウェアが含まれていることを検知した事例（以下「本件事例」という。）があったことを明らかにした。また、本件事例について、ＵＳＢメモリの使用に際し、例外なくウイルスチェックを実施し、安全性を確認するという規則が遵守されていなかったことは問題であったと発言している。

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）においては、ＵＳＢメモリ等の外部電磁的記録媒体について、利用制限、マルウェア対策、接続制御その他必要な安全管理措置を講ずることとされている。本件事例は、防衛省における個別の問題にとどまるものではない。政府機関全体において統一基準群及びこれに基づく運用基準が遵守されているか、同様の事例が生じていないことを確認しているかとの観点から検証されるべき問題である。

また、一つの政府機関においてサイバーセキュリティ上の問題が判明した場合、その教訓を他の機関にも展開し、政府全体として点検及び再発防止を図ることが重要と考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　令和七年度に政府機関が調達したＵＳＢメモリの数量を示されたい。把握していない場合、その理由を示されたい。

二　前記一の数量のうち、インターネット通販により調達した数量を示されたい。把握していない場合、その理由を示されたい。

三　政府は、本件事例以外に、政府機関においてマルウェアに感染したＵＳＢメモリが使用されていた事例を把握しているか示されたい。把握している場合、その件数及び概要を示されたい。

四　政府は、他の政府機関において本件事例と同様の事例が発生していないことを確認しているか示されたい。確認している場合、その確認方法及び結果を示されたい。確認していない場合、全ての政府機関におけるＵＳＢメモリ等の外部電磁的記録媒体について、マルウェア感染の有無並びに統一基準群及びこれに基づく運用基準の遵守状況を点検する考えはあるか示されたい。点検を実施しない場合、その理由を示されたい。

五　本件事例について、政府は統一基準群及びこれに基づく運用基準に沿った運用が行われていたと認識しているか示されたい。行われていなかった事項がある場合、その内容及び再発防止策を示されたい。また、再発防止策を検討する際、内閣官房国家サイバー統括室はどのような役割を果たすか示されたい。

六　本件事例を踏まえ、政府は全ての政府機関に対し、統一基準群及びこれに基づく運用基準の遵守状況について点検を行い、必要な是正措置を講ずるよう求める考えはあるか示されたい。考えがない場合、その理由を示されたい。

七　一つの政府機関においてサイバーセキュリティ上の問題が判明した場合、政府として他の機関へ注意喚起、情報共有及び点検の指示を行う仕組みが構築されているか示されたい。また、本件事例を踏まえて注意喚起等を行ったか示されたい。行っていない場合、その理由を示されたい。

八　ＵＳＢメモリ等の外部電磁的記録媒体に係る調達時の真正性の確認、マルウェアチェック、サプライチェーンリスクについて、現行の統一基準群により十分対応できると考えているか、政府の見解を示されたい。また、本件事例を踏まえ、統一基準群及びこれに基づく運用基準を見直す考えはあるか示されたい。

右質問する。

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ対策等の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ対策等の必要性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和七年度版）」（令和七年六月二十七日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等（以下「政府統一基準群」という。）に基づき、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」（平成二十八年八月三十一日サイバーセキュリティ戦略本部決定、令和七年六月二十七日一部改定）第二条第一項第一号に規定する国の行政機関（以下「府省庁等」という。）において共通の情報セキュリティ対策を徹底することにより、府省庁等におけるサイバーセキュリティの確保を図ることとしているところ、御指摘の「ＵＳＢメモリ」の調達及び管理を課室ごとに行うことも可としており、各府省庁等において、その数量を網羅的に把握することとはしていない。その上で、現時点で確認できる範囲で各府省庁等において調査したところ、お尋ねの令和七年度に「調達したＵＳＢメモリの数量」は、約六千八百個であり、このうち「インターネット通販により調達した数量」は、十三個であると承知している。

三について

令和七年七月一日の内閣官房国家サイバー統括室設置以降に、お尋ねの「政府機関においてマルウェアに感染したＵＳＢメモリが使用されていた事例」として、サイバーセキュリティ戦略本部に対して報告されたものはない。

四について

お尋ねの「本件事例と同様の事例」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第三十二条第一項等に基づき、関係行政機関の長は、府省庁等の情報システムにおいて発生した「政府機関等のサイバーセキュ

リティ対策のための統一基準（令和七年度版）」に定める「情報セキュリティインシデント」等に関する資料又は情報をサイバーセキュリティ戦略本部に提供しなければならないところ、令和七年七月一日の内閣官房国家サイバー統括室設置以降に、「情報セキュリティインシデント」等に該当するものとして、三で御指摘の「政府機関においてマルウェアに感染したＵＳＢメモリが使用されていた事例」は発生していないと承知している。

五について

御指摘の「本件事例」に係る「ＵＳＢメモリ」の取得までの経緯については、現在、防衛省において調査を行っているところであるが、「本件事例」については、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和七年度版）」（令和七年七月一日内閣官房国家サイバー統括室策定、令和八年六月十二日一部改定）の「基本対策事項」に準拠して作成された同省の内部規則が遵守されておらず、当該「ＵＳＢメモリ」の使用に際し、コンピュータ・ウイルスの検査を実施し安全性を確認していなかったことは問題であったと考えており、同省において、その再発防止のため、当該検査の実施を徹底したところである。また、当該調査の結果を踏まえ、同省が必要な対応を行っていくこととなるが、その際、内閣官房国家サイバー統括室は、同省に対し、必要に応じた助言等を行うこととなる。

六について

御指摘の「点検」及び「是正措置」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、サイバーセキュリティ基本法第二十六条第一項第二号の規定に基づき、サイバーセキュリティ戦略本部において、府省庁等に対し、サイバーセキュリティ対策に関して、順次、政府統一基準群に基づく監査を行い、必要に応じて、改善のための助言等を行っているところであり、御指摘の「本件事例」も踏まえ、適切に対応してまいりたい。

七について

お尋ねの「他の機関」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、内閣官房国家サイバー統括室に設置した政府関係機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム（ＧＳＯＣ）が、御指摘の「注意喚起等」を含め、府省庁等、独立行政法人及び指定法人の相互の連携促進、情報共有等を行っている。御指摘の「本件事例」に係る「ＵＳＢメモリ」の取得までの経緯については、現在、防衛省において調査を行っているところであり、現時点において、府省庁等、独立行政法人及び指定法人に対し、「注意喚起等」は行っていない。

八について

政府統一基準群において、御指摘の「ＵＳＢメモリ等の外部電磁的記録媒体」を含む機器等の調達に係るサイバーセキュリティ対策を定め、各府省庁等はこれに基づき必要な措置を講ずることとしており、これにより必要な対応がされていると考えているが、御指摘の「本件事例」に係る防衛省の調査結果を踏まえ、お尋ねの「見直」しを含め、引き続き必要な対応を検討してまいりたい。

生活保護における障害者加算に係る精神障害者保健福祉手帳の取扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月七日

打越さく良

参議院議長　関口　昌一　殿

生活保護における障害者加算に係る精神障害者保健福祉手帳の取扱いに関する質問主意書

生活保護における障害者加算の認定は、「生活保護法による保護の基準」（昭和三十八年四月一日厚生省告示第百五十八号。以下「告示」という。）第二章の二の（二）の規定に基づき行われる。身体障害については、「身体障害者福祉法施行規則」（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の身体障害者障害程度等級表に定める等級又は「国民年金法施行令」（昭和三十四年政令第百八十四号）別表に定める障害の程度に該当する場合に障害者加算が認定される。身体障害者障害程度等級表と身体障害者手帳の等級は一致しているため、身体障害者手帳の等級により障害者加算の認定が可能である。

一方、精神障害については、告示に精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の等級に係る記載はなく、国民年金法施行令別表に定める障害の程度に該当する場合に障害者加算が認定される。「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」（昭和四十年五月十四日社保第二八四号。以下「昭和四十年通知」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成七年九月二十七日社援保第二一八号。以下「平成七年通知」という。）においては、障害基礎年金の裁定が行われるまでの間は、精神障害者手帳に記載する障害の程度に基づき暫定的に障害者加算を認定できるとしている。しかし、昭和四十年通知においては、障害基礎年金の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定がされた場合には、障害者加算の認定を取り消すものとされている。この場合、自治体は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六十三条に基づき、既に支給された費用の返還を求める決定を行うことがある。

また、障害者加算の認定に当たり、障害基礎年金の受給権を有する者が不利益を被る構造となっている。障害基礎年金の受給権を有しない者については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和三十八年四月一日社発第二四六号）第七の二の（二）のエの（イ）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和三十八年四月一日社保第三四号）第七の問六十五において、障害の程度の判定は「障害の程度が確認できる書類」に基づき行うこととされ、同書類には精神障害者手帳が含まれるとされている。この場合、「同手帳の一級に該当する障害は国民年金法施行令（略）別表に定める一級の障害と、同手帳の二級に該当する障害は同別表に定める二級の障害とそれぞれ認定するものとする」とされている。

つまり、障害者加算について、同じ精神障害を抱え同じ精神障害者手帳を持つ者でも、障害基礎年金の受給権を有する者は、障害基礎年金の裁定が優先され、かつ、精神障害者手帳に基づく認定が取り消される可能性がある。それに対し、障害

基礎年金の受給権を有しない者は、精神障害者手帳に基づく認定が確定する。

内閣府が実施した令和六年地方分権改革に関する提案募集においては、複数の自治体が共同で、「精神障害を有する生活保護受給者に対する障害者加算の認定方法の統一」を提案事項として提出している。同提案事項では、「精神障害については、障害年金の裁定請求権を有しない者の方が、障害者加算の認定を受けるのに有利な状況となっており、生活保護制度上、公平な取扱いが行われているとは言いがたく、「同じ精神障害者であっても、障害年金の裁定請求権の有無に伴い、最終的な障害の程度の判定を、精神障害者保健福祉手帳の等級又は障害年金の等級（障害年金の裁定結果）のいずれかで行うこととなり、認定処理事務が複雑」になっているとしている。また、「生活保護費に過支給が生じる可能性もあり、過支給額の返納（返還）に関する新たな事務処理が発生する懸念がある」とし、「障害年金の裁定請求権の有無にかかわらず、精神障害者保健福祉手帳で障害者加算の認定を行えるよう改正を求める」としている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　生活保護における障害者加算の認定に際して、平成七年の精神障害者手帳の導入から現在に至るまで、精神障害者手帳の等級に基づく障害者加算の認定に係る規定を告示に加えていない理由を示されたい。

二　身体障害については、身体障害者手帳の等級又は身体障害者障害程度等級表に定める等級に該当する場合には、障害者加算を認定できることとなっている。これに対して、精神障害については、昭和四十年通知及び平成七年通知により精神障害者手帳の等級ではなく障害基礎年金の裁定が優先されている理由を示されたい。

三　前記二において、障害者加算の認定に係る取扱いが、身体障害者手帳と精神障害者手帳の間で異なる理由を示されたい。また、身体障害者手帳と精神障害者手帳の取扱いを比較した場合、精神障害者を差別した取扱いとなっていると思料するが、政府の見解を示されたい。

四　前記の提案事項について、提案団体及び追加共同提案団体の自治体名を示されたい。また、それぞれが提案された年月日を示されたい。

五　現行制度において、障害基礎年金の受給権を有しない者は精神障害者手帳により障害者加算の認定を受ける。一方、受給権を有する者は、障害基礎年金の裁定次第で障害者加算の認定取消しが行われ、自治体から過大支給として返還を求められる事態が発生している。障害基礎年金の受給権を有する者が逆に不利益を被る現状について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員打越さく良君提出生活保護における障害者加算に係る精神障害者保健福祉手帳の取扱いに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「生活保護における障害者加算」は、例えば、令和七年六月二十四日に開催された第五十二回社会保障審議会生活保護基準部会の参考資料「生活保護制度の概要等について」において示しているとおり、障害により「追加的に必要となる居住環境の改善のための費用や点字新聞などの雑費等の経費を補填」することをその趣旨として設けられたものであることを踏まえ、原則として、障害の状態に応じて一定の所得保障を行うことを目的としている障害基礎年金の障害等級（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に基づき認定することとしている。これは、障害基礎年金の受給者は、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号。以下単に「告示」という。）において示す「症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後一年六月を経過した者」（以下「症状が固定している者等」という。）であり、また、一般的に当該経費の必要性があるといった考え方を前提としている。

なお、身体障害者については、症状が固定している者等であり、また、当該経費の必要性を判断できる書類として、身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）が存在することから、身体障害者手帳の等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の身体障害者障害程度等級表の等級をいう。以下同じ。）に基づき認定することも可能としている。

他方で、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第一項に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）は、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（平成七年九月一日付け健医発第一一三二号厚生省保健医療局長通知別紙）において示しているとおり、「各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的」として交付されているものであるところ、その交付を受けている者が、必ずしも、症状が固定している者等ではなく、また、居住環境の改善のための追加的な費用等の必要性があるとは限らないことから、原則として、障害基礎年金の障害等級に基づき御指摘の「障害者加算」を認定することとしている。ただし、「障害基礎年金の受給権を有する者」のうち「裁定が行われ」ていないものについては、障害基礎年金の障害等級に基づく認定ができないことを踏まえ、「障害基礎年金の裁定が行われるまでの間」、「暫定的に」、精神障害者保健福祉手帳が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第

百五十五号）第六条の一級又は二級に該当し、かつ、症状が固定している者等である場合には、居住環境の改善のための追加的な費用等の必要性があると推認し、認定を行うこととし、さらに、「障害基礎年金の受給権を有しない者」については、障害基礎年金の障害等級に基づく認定を行い得ないことを踏まえ、例外的に、当該場合には、当該必要性があると推認し、認定を行うこととしているものである。こうした取扱いが、お尋ねのように「精神障害者を差別」するものであるとは考えていない。

こうした「障害者加算」の制度として、告示においては、「障害者加算」の認定に当たり、原則として参照するものとして、障害基礎年金の障害等級又は身体障害者手帳の等級について定めており、お尋ねのように「平成七年の精神障害者手帳の導入から現在に至るまで、精神障害者手帳の等級に基づく障害者加算の認定に係る規定を告示に加えて」はおらず、「精神障害については、昭和四十年通知及び平成七年通知により精神障害者手帳の等級ではなく障害基礎年金の裁定」を原則とし、「障害者加算の認定に係る取扱いが、身体障害者手帳と精神障害者手帳の間で異な」っているものである。

四について

お尋ねの「提案団体」及び「追加共同提案団体」については、内閣府のホームページで公表している「令和六年　内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について」の「厚生労働省」の「個票」の「令和六年　地方分権改革に関する提案募集　提案事項」の中の「精神障害を有する生活保護受給者に対する障害者加算の認定方法の統一」において、「秋田県、宮城県、秋田市、能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、北秋田市、にかほ市、三種町、八郎潟町、栃木県、川崎市」及び「花巻市、ひたちなか市、相模原市、浜松市、名古屋市、豊橋市、小牧市、寝屋川市、倉敷市、徳島県、高知県、長崎市、諫早市、熊本市、宮崎県、特別区長会」と示しているとおりである。また、お尋ねの「それぞれが提案された年月日」については、「提案団体」は、全て令和六年五月十日であり、「追加共同提案団体」は、倉敷市及び諫早市が同年六月四日、豊橋市が同月六日、その他の団体は同月五日である。

五について

四で御指摘の「提案団体」及び「追加共同提案団体」から、御指摘のように「障害基礎年金の受給権を有する者」のうち「障害基礎年金」の「裁定次第で障害者加算の認定取消しが行われ」るものについて、「障害基礎年金の受給権を有しない者」に比べ、「不利益」が生じている旨の指摘があることは承知しているが、他方で、「障害基礎年金の受給権」の有無を問わず、精神障害を有する生活保護受給者の全てについて、精神障害者保健福祉手帳のみに基づき、「障害者加算」の認定ができるようにすることについては、一から三までについて述べたとおり、居住環境の改善のための追加的な費用等を支援するといった「障害者加算」の制度の趣旨等を踏まえると、慎重に検討すべきものと考えている。

ジェンダーアイデンティティに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月七日

ラサール石井

参議院議長　関口　昌一　殿

ジェンダーアイデンティティに関する質問主意書

性的指向及びジェンダーアイデンティティは人生の初期に決定されるものである。また、性的マイノリティ当事者の性的指向及びジェンダーアイデンティティを精神的介入により変更しようと試みる行為（以下「転向療法」という。）は、効果がないだけでなく、当事者の心身にとって極めて有害であるとの医学的コンセンサスがある。

二〇〇六年に採択された「性的指向と性同一性に関わる国際人権法の適用に関する原則（ジョグジャカルタ原則）」の第十八原則は、個人の性的指向及びジェンダーアイデンティティは、それ自体が医学的疾患ではなく、治療、治癒又は抑制されるべきものではない旨規定している。また、二〇一七年に採択された「ジョグジャカルタ原則プラス10」の第三十二原則は、全ての人は、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、ジェンダー表現又は性的特徴にかかわらず、身体的・精神的完全性、自律性及び自己決定の権利を有する旨規定している。

欧州議会は二〇二六年五月、欧州委員会に対して転向療法を犯罪化する法律の制定を求める決議を可決した。これに対し欧州委員会は、加盟国に対する勧告の作成に着手すると回答した。このように、国際人権上も転向療法は人権侵害であるとの認識が強まっている。

世界保健機関（ＷＨＯ）の定める国際疾病分類（ＩＣＤ）において、一九九三年発効の第十版（ＩＣＤ―10）では、同性愛が病理から削除された。二〇二二年発効の第十一版（ＩＣＤ―11）では、出生時に割り当てられた性別とジェンダーアイデンティティが一致しない者（以下「トランスジェンダー」という。）のカテゴリーが、「精神及び行動の障害」から「性の健康に関する状態」に変更された。つまり、国際的な医療基準において、トランスジェンダーが精神科領域の治療対象ではないことが明確化された。

我が国ではＩＣＤ―11を二〇二七年から適用することを予定している。また、二〇二四年八月に日本精神神経学会・性別不合に関する委員会と日本ＧＩ（性別不合）学会が共同で発表した「性別不合に関する診断と治療のガイドライン（第五版）」は、ＩＣＤ―11に対応して改訂されている。同ガイドラインによれば、精神科領域の治療は転向療法ではなく、精神的ケアと実生活経験（ＲＬＥ）のサポートが中心となると明記されている。

一方、二〇二六年六月十六日に閣議決定された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）第二章一では、性的指向について「それ自体は治療の対象とはならないとされている。」と記載されている。しかし、ジェンダーアイデンティティについては同様の記載がない。また、「なお、性的指向やジェンダーアイデンティティを自らの意思によって変えることはできない。」との記載があるため、「ジェンダーアイデンティティは自らの意思により変える

ことはできないが、治療により変えることは可能である」との誤った認識を国民に与えかねない。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　基本計画におけるジェンダーアイデンティティの説明について、性的指向の説明と異なり、「それ自体は治療の対象とはならないとされている。」との記載がない理由を示されたい。

二　政府は、ジェンダーアイデンティティについて、性的指向と同様に「それ自体は治療の対象とはならないとされている。」と認識しているか示されたい。

三　政府は、転向療法について、科学的根拠がなく不適切な医療であり、人権侵害に該当すると認識しているか示されたい。

四　我が国における転向療法の実施状況について、調査を行う予定はあるか示されたい。

五　我が国において転向療法を法的に禁止する予定はあるか示されたい。

右質問する。

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員ラサール石井君提出ジェンダーアイデンティティに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ラサール石井君提出ジェンダーアイデンティティに関する質問に対する答弁書

一について

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」（令和八年六月十六日閣議決定。以下「基本計画」という。）における御指摘の「性的指向」と「ジェンダーアイデンティティ」の「説明」については、国際疾病分類第十版（以下「ＩＣＤ―10」という。）を踏まえて記載したものであり、ＩＣＤ―10において、「第五章　精神及び行動の障害」の中で、「性的指向」に関しては、「性発達及び方向づけに関連する心理及び行動の障害」との分類項目と併せて、「性の方向づけそのものは障害とはみなされない」と記載されている一方、「ジェンダーアイデンティティ」に関しては、「性同一性障害」との分類項目があるが、これと同様の「そのものは障害とはみなされない」旨の記載がないことから、基本計画における「説明」が異なっているところである。

二について

一についてで述べたとおり、ＩＣＤ―10において、御指摘の「ジェンダーアイデンティティ」に関しては、「そのものは障害とはみなされない」旨の記載がないこと等から、現時点ではお尋ねの「認識」についてお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「転向療法」については、政府として確立した定義を有していないことから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘のような「性的指向及びジェンダーアイデンティティを精神的介入により変更しようと試みる行為」が本人の希望によらずに行われることは望ましくないものと考えている。

四及び五について

御指摘の「転向療法」については、政府として確立した定義を有していないことから、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘のような「性的指向及びジェンダーアイデンティティを精神的介入により変更しようと試みる行為」について、「調査を行う予定」及び「法的に禁止する予定」はない。